

一、ヴァーレー Valer. 一ヶ月二十五弗より四十弗まで
 此二種は殆んど大同小異で（勿論ヴァーレーの方が一等上に位するが）孰れも高等（ハイトン）の家でなければ備はぬものである
 即ちその仕事は常にその家の男主人の側近くに仕へてその衣服其他身邊一切の世話をなし場合によりては執事の役をもするので小姓とか近侍とか侍者（側仕）とか譯したら當らずといへども遠からずであらう兎に角、働の種類中最高等のもので英語は勿論其他十分に白人の事情に精通せねばならぬことはウェーター如きの比に
 あらずし到底在留日淺きものゝ勤まるべき役柄ではない
 以上は働口の最も重なるもので且つ皆な悉く主家に住ひ（役柄に應

じて相當の一室を充ててくれる）主家で食ひ（ウェーター、ラ
 一、ヴァーレーなどになると衣類の洗濯賃を主人方で持てくれる）
 給料はほんの己が身邊に小遣其他の費用にするのみであるが尙ほ以上の外に同じハウスウーク（家内働）でも半日働のものもあり住込
 まずに通勤のものもあるし食事も自分持で通勤する酒屋働（一週間
 八弗より十弗まで）あり菓子屋働 給料は略ぼハウスウークに同
 じ）あり洗濯屋働（働先で食住して一週間六弗より八弗まで）あり
 皿洗（單に皿のみを洗ふもので多く料理店に備はれ先で食事して通
 勤するもの一週間五弗以上、又は一ヶ月二十弗以上）ありもし夫
 れ日傭働の類に至りては窓拭（一枚につき五仙又は一日一弗五

十仙より一弗七十五仙但食事(じふし)は自分持(じぶんぢ)を始めとしその種類(しゆるい)極めて多い其他市中(そなたしちゆう)に於ける諸種(しよしゆ)の職業(しやくい)は頗る夥多(あまた)にして逐一(さういち)枚舉(まいきよ)に遑(いとま)わらずである然れども白人(はくじん)の商店製造場(しやうてんせいぞうば)の如き其他(そなた)會社(かいしゃ)銀行(ぎんぎん)等に於ける事務員(じむいん)若しくは事務見習(じむみならひ)に屬する種類(しゆるい)のものに至りては(この太(たい)平洋沿岸地方(へいやうがんちほう)に於ては)吾々(われら)東洋人(とうやうじん)は到底(たいてい)その口(くち)を望(のぞ)んでも得(え)られない若し得たらんには寧ろ(なほ)稀有(きゆう)の珍事(ちんじ)といふてもよい位(くらい)である蓋(けだ)し是れ亦た一には東洋人(とうやうじん)排斥(はいせき)の餘響(よきやう)と一には土着(どちやく)の白人(はくじん)及びその子弟(しやく)が(給料(きりう)も比較的大に安(やす)い)専ら(せんら)その需要(じゆきやう)に應(お)じて余りあるとに因(よ)るべしと惟(ただ)ふ

さて市中(しちゆう)に於ける職業(しやくい)は大略(たいろく)上記(じょうき)の如くであるが市外(しがい)寧(なほ)る地方(ちほう)(田

舎)に於ける職業(しやくい)は如何(いかに)といふにその重なる種類(しゆるい)と賃銀(ちんぎん)とを擧(あ)ぐれば左(ひだり)の如くである

一、果園働(くわんどう) (俗(ぞく)にフルーツと唱(な)ふ)

一日(いちにち)一弗(いちふ)以上(いじゆう)一弗七十五仙(いちふしちごせん)以下(いげ) 但(た)給料(きりう)は一日(いちにち)分(ぶん)廿五仙(じふごせん)以下(いげ)にして 給料(きりう)の内(うち)より支拂(しはらひ)ふものとす

是(こゝ)は櫻(おう)桃(とう)、梨(なし)、杏(あん)子(こ)、林檎(りんご)、葡萄(ぶどう)などの果實(くわいじつ)を採(と)りたり之(こ)を割(わ)りたり或(ある)は之(こ)をトレー(たれい)に並(なら)べて天日(てんぴ)で干(ほ)したり持(も)運(も)んだり箱詰(はこづめ)にしたりして終日(しゆうじつ) (普通(ふつう)午前(ぜん)六時(じ)頃(ころ)より午後(ごご)日没(にっぽつ)前(まへ)まで但(た)し午食(ごんじき)後(ご)暫時(せんじ)休憩(きゅうけい)) 野外(やがい)に出(い)で、立働(たちどう)くので(尤(なほ)も假小(かせう)屋(や)の内(うち)で腰掛(こしかけ)けてやる仕事(しごと)やピースワーク即(すなは)ち數仕(かずし)事(ごと)といふて自(じ)分の出(で)來(き)る丈(だけ)の數(かず)を適宜(てきぎ)にやる樂(たの)しい仕事(しごと)もあれど)之(こ)を市中(しちゆう)の家(か)内的(ない)勞働(らうどう)に比(ひ)すれば余程(よほど)骨(ほね)が折(ま)れる就中(なかに)葡萄(ぶどう)採(と)りなどに至(いた)りては一

層の勞苦であるが身体壯健のもので忍耐の強いものは兎に角賃銀がよいし且つ我國などの野外勞働よりは遙かに樂でもあるゆゑ之れに従事するも可なりである況んや會て故郷にありて農事其他野外勞働をしたものは之れに従事すべしである

一、農園 働

賃銀其他果園 働に同じ

是は全然農事の勞働でハツプス摘。或は砂糖大根（シユーガー、ピーツ）。赤茄子（トマト）。胡瓜（キューカンバー）。芋（ポテト）を始め諸作物の耕作採收其他一切の農事をやるので到底柔弱なものには出來ぬされど之れを我農事に比するときは此國の農業は元來大農的で而かも總べての器械道具が整つてをる故至極樂で

あるされば我國で農夫を働きて鋤鐵の覺あるものは云ふまでもなく身体強健でその勞力に耐へ得らるゝものは之れに従事すべしである

一、鐵道 働

一日一弗以上一弗二十五仙以下

是は純然たる鐵道工夫の働で姿細は廣告欄に掲載せる各鐵道工夫募集もしくは受負者の廣告に就いて知るべし

右等の外樵夫、水火夫（漁船の）鑛山坑夫或は漁夫（ヴァンクロー）の鮭漁は最も有名なり）其他之を求むれば地方に於ける働口の種類も亦尠からずである

總じて上記の田舎働は概ね日本人のボツス（親方）なるもの（果園

及農園働の場合の如き) 又はその人夫受負募集者なるもの (鐵道工夫の場合の如き) ありてこの者が雇主たる白人と契約の上その需要する労働者 (俗にボーイといふ) の供給を受負ふて之れを募集し自から之れを率ひ指揮監督して各業務に就かしむるので賃銀の如きもこの受負募集者 (以下、ボツスをも含む) が白人より纏めて請取り而して此内より各食料其他差引くべきものを差去りてその残額を各ボーイに拂渡すのである要するにこの受負募集者なるものは終始雇主とボーイ (労働者) との中間にありて双方に責任を負ふて立つもので (往々ボーイに拂ふべき金を持逃げして姿を晦ますなど随分無責任極まる好悪のものあり用心すべし) 或點からいへばこの受負募

集者は労働者に對しては常に親分子分たるの關係のみならず寧ろ直接の雇主たるべき關係を有してをるさればその募集に應じ萬事一切その指揮監督の下に働くボーイは毫も英語を用ふるの必要はなく唯々器械的に手足を勞するのみで足りるのでその勞にさへ堪く得らるゝものなれば何人にてても従事し得べきわけである然れども身にはジャンパ ブルーパンツ (共に青色木綿の労働服でジャンパはその上衣ブルーパンツはその股引値段は各五十仙宛位である) を着け (但し帽子と靴とは必ず着けるし我國の農夫人夫などよりはずつと上品なれど) 終日炎天に曝されつゝ汗を絞るには満足の家 (この家は普通雇主より受負募集者に無料で貸與するのである) とては

なくいともわやしき小屋の（俗にキャンブといふ）板上又は蕪内に持参の毛布を纏ふのみでたとへ専務の料理人（募集者が備入れたる）ありとも高が一日廿五仙以下の賄口に合ふ筈はなく場所によりては募集者が酒舖的に鑑詰其他酒類などを供給してくれるが之を買へば買ふ程賣方の募集者はその利潤を増せども買方のボーイは其代價を勞銀より差引かれて所得減する次第であるがゆゑつとめて買扣へなければならぬ大略以上の如き衣食住の爲体にて而かも此地の仕事が終われば彼地へと宛かも水草を逐ふが如くに仕事のある地へ轉々してゆかねばならぬ要するに田舎働は殆んど戰場に出陣すると同様で弱卒は到底其任に堪へ難いかるがゆゑに會て勞働に經驗なきもの

は果園働を除くの外他の田舎働につくよりも市中の家内の勞働につくを算る得策とす（田舎働で疲勞又は病氣にて業を休んだ場合には勿論勞銀はくれぬが食料は徴收れるため往々勞銀と差引して尙ほ若干の借をつくることあり）然れども勞働で体を鍛へたるもの或は之れに堪へらるゝもので英語の素養もないものは言語の心配はなく服装などに左迄の面倒はなし第一賃金の割は大によし且つ我國の勞働よりは樂であるしことに由來多額の金を蓄へて故郷に歸つたものは却りて此働についたものに多いなどの諸點より打算れば宜しく此田舎働に従事すべしである
終に臨んで注意すべき事がある之は他でない均しく職業といふても

之れを大別すれば市内と地方(田舎)若しくは家内と野外との二種で而かも各人の体質等によりてその選を異にすべきは前に述べた如くであるが尙ほ爰に各人の目的方針によりて各職業の就き方に最も注意せねばならぬ要件がある

抑も労働の覺悟を以て此地へ遙々渡米る同胞は概ね之を修學の目的と蓄財の目的との二種に大別することができると言ひ換ふれば一は即ち労働によりて學資を得而して志願の學業を修めんと欲するもので他は即ち労働によりて只管金をのみ貯蓄せんと欲するもので大にその目的方針を異にしてをる隨ふて各その職業の就き方に相異の注意を要するは當然のことである然り而して後者の只管蓄財をのみ目

的とするものにありては云ふまでもなくその目的が唯一の貯金にあるを以て唯々賃銀の多い働口を需むるの意切なるは人情の然らしむる所であるが往々にして賃銀は極めて高いがその支拂が滞りたり甚しきは支拂はれないで徒勞に屬する事がある或は日傭働にありては仕事の中絶や休業(傭主の都合で)の多いものがあるといふ事情のため之れらを差引して一週又は一ヶ月に平均勘定すると却りて割悪いものが少からざる故に唯だ賃銀の高いのみを標準とせずによく働先を吟味して篤と差引平均勘定をなした上で職に就くの注意は頗る肝要であるこの注意は前者の修學を目的とするものにありても亦た必要であるが此種の人士には更らに意を用ふべきことがある蓋

し最初より働きたつ、修學すべきか或は最初は後者の如く勞働一方に
従事して必要なる學資を貯蓄し而して後専心學業に従事すべきか
は各人の心身に訴へ諸種の參考材料によりてよく判決せねばなら
ぬ要件である

○職業を求むる方法

前項の職業を求むるには概ね左の方法による

一 桂庵又は他の働口周旋所による事

現在日本人で頭書の業を営めるもの甚だ多い(委細は附録の營業
案内及廣告欄を見よ)のみか日本人を備はんとする白人は専ら

の日本人營業所に申込んでくるされば同所には絶へず働口が申込
まれて逐一見易き場所に書出されある故に働口を求めんとするも
のは同所に赴き或は暫時此處に留り或は各同業所を廻り歩いてを
るその内に就けなり書出されたる働口で己が意に適ひさうなもの
を選びてその主任者に告ぐれば早速傭主を照會した名札をくれる
よりてこれを持參して先方に到り交渉した上(尤も英語を解せざ
るものは致方なきも)先方の意にも叶ひ己が心にも適ふて愈々働
くことに談が調ふと(たとへ不調となりても)その旨直に照會し
てくれた桂庵(働口周旋所)に通ずるのである而してその日より三
日以内に暇を出されるか或は暇を取りて出るものは別に周旋料を

拂ふには及ばないが其以後尙は繼續して働いてをるものは必ず一定の周旋料を支拂ふべきことになりてをるその周旋料は普通一ヶ月又は一ヶ月分に相當する（一週間何弗といふ給料の場合の如き之を一ヶ月分に換算す）給金額の一割といふ定めであるがスクールボーイに限り特に一口に付五十仙と定めてをるのもある但し日傭働は以上の例外である

一ポツス又は人夫受負募集所の募集に應ずる事

是は専ら田舎働に屬すもので大略前に述べたれば之を略す但しポツス又は受負募集者の徴収る口錢は一人に付一日五仙以上のものもあり一ヶ月一弗以上のものもある尙は日本人で人夫受負募集

一新聞廣告による事

に従事せるもの其數尠からず廣告欄を参照すべし
是は最も進歩した方法である近年我國の新聞も外國新聞に倣ふてその紙上に職業案内の欄を設けてその廣告を扱ふもの多くなつてきたが就中米國の新聞は余程以前から盛に此種の廣告を扱つてゐる而して前日頼めば翌日の紙上には必ず掲載してくれるしそれが賣れる新聞であれば概ね少なくとも一二の口が懸りてくる流石廣告を重んじ之を利用せる國柄だけある

此種の廣告文は我新聞紙上の職業案内欄にあるものと同様成るべく簡明をよしとす書式は各勝手であるが今その一二の例を左に示

さう (廣告者の住所姓名は之を願してもまた匿名にして新聞社に托しその備付の郵便函の番號を附記して貰つてもよす)
Japanese boy wishes situation as School boy.

(日本男子スクールボーイの口を求む)

Young Japanese wishes situation to do house work, speaks English.

(英語を話す青年の日本人ハウスウワークの働口を求む)

右の如き文例でその廣告料は普通一日分十五仙内外三日分(割引)卅仙内外である但しこの廣告は土地でよく賣れる新聞を選ぶ事と成るべく土曜、日曜日(讀者が落付てよく見るゆゑ)にかけて掲

載するを得策とす住所姓名を明示した場合は直接其所へ郵書が來るが新聞社の郵便函宛にした場合には時々その新聞社にゆきて最初廣告依頼の節同社より交付された番號札を示し郵便の着否を調べねばならぬのである

一以上の外日本人団体(多くは教會などの宗教団体)の照會若しくは知己友人の手蔓によるも一手段なれども是は特殊の方法といふべし

(2) 布哇に於ける職業の種類と賃銀

布哇に於て我同胞の従事すべき職業も亦た尠からず就中甘蔗園働の如きは特に最も著名なるものであるが要するに一般職業の種類と

賃銀とに至りては前項太平洋沿岸地方に於けるものと大同小異であるならば此項には唯だ其概要をのみ左に摘記するに止めて置かう

一、甘蔗園働 (甘蔗の耕作に従事するものにして一日の労働十時間日曜日は休業) 一ヶ月十七弗以上十九弗以下

一、普通日傭にて耕地の労働に従事するもの一日一弗以上

右は市外(田舎)に於ける野外の労働であるが市内に於ける職業の重なるものは左の如し

一、家内働 (家僕、家婢の類) 一週間二弗五十仙以上 但食料は備主負擔

一、料理人 一週間五弗以上七弗以下 但食料は備主負擔

一、普通日傭にて人足の労働に従事するもの一日一弗以上一弗五十仙以下

以下

若し夫れ市の内外を問はず各自の目的と伎倆とによりては普通労働者を指揮監督する職務(一ヶ月四十弗以上六七十弗以下)製造所機械場に従事する職工(一ヶ月十二弗以上五六十弗以下)等其種類の高下逐一枚擧に違わらずである

(備考) 布哇に於ける我同胞の従事すべき職業の種類と賃銀との大要は概ね前掲の如くであるが之れに對して要すべき労働者一人一ヶ月の生計費は市内に在りては凡そ九弗餘市外(田舎)に在りては凡そ六弗五十仙位である尙ほ市内で日本人の營める旅館の宿料

(食事代共)は普通一日五十仙位である

十四 預金と送金の事

太平洋沿岸地方にはもとより銀行頗る多いが日本の銀行は目下唯一の横濱正金銀行支店あるのみ而してその營業は重に大取引で假令小口の貯蓄預金貸付金の類は一切之を營まざる當坐預金の如きも無利子といふ次第である(但し定期預金には利子を附し送金は本邦を始めその取引ある各國何地への分も之を扱ふ)數多此地外國銀行の内には蓄貯銀行もあるし流石先進國丈トわうて種々の金融機關はあるが兎角種々の事情よりして多數同胞が利便の用にならない桑港には同胞有志の組織せる日米銀行(元日米金融社)なるものありて取引の大

小に拘らず總べての預金貸付金を始めとし日本各地向送金をも極めて確實便利に取扱ひ日に増し信用を博せるものから目下在桑我同胞間最要の金融機關となりてをる今其營業案内なるものを得たるを以て左に之れを掲ぐ

○日米銀行營業案内

日本各地爲換送金の事

一當米國地方在留の諸君にして日本各地へ御送金の節は桑港拂銀行手形郵便爲換券或は運送會社の「モニオルダー」(Money order)を手紙と同封にて御送附相成度候

一ウエルス、フアーゴエクスプレス會社 (Walfargoexpress Co)

- 一 金の貨或は銀貨を郵便にて送付せらるゝ事は途中甚だ危険なれば紙幣を封送相成度候
- 一 桑港以外の地に於て仕拂の諸手形を以て御送金の節は取立料を亦た加奈陀の貨幣は割引料を申し受くべし
- 一 銀行郵便局或は通運會社にて本行宛爲換御取組の節は手形又は爲換券の番號月日銀行名稱等委細に御控置可相成後日當店に着不着を御問合の節は何月何日便にて送金と委敷御通知相成度候

- 一 日本各地に送金御依頼の節は受取人住所即ち縣郡村字番地姓名等並に差出人の姓名を明細に楷書を以て御認め相成度候受取人名宛等一字たりとも誤あるときは日本郵便局に於て仕拂不申候
- 一 差出人現住所は英字を以て委敷御記載可相成候
- 一 本行に於て送金申込を受けたる時は其の日の相場を以て日本通貨に換算の上送金の手續をなし其都度領收證を郵便にて送附すべし
- 一 但し差出現住所記載なきときは領收證送附せず
- 一 若し受取人姓名宿所に誤謬ありし爲に先方へ着せざるときは必ず領收證の番號を以て御問合可相成候

一本邦地方向送金は確實と勉強を以て有名なる若尾銀行にて取扱
申候同行にては全國に凡四百ヶ所の爲替取組先を有し又郵便爲替
は一口金五百圓迄(普通一口五拾圓)取組み得る様特に遞信大臣の
認許を受け置き候猶同行にては當地より便船到着の際は行員を督
勵して夜業をなし其翌日必ず夫々發送済に致し居候間其迅速なる
事は恐く他に比類無之と信じ申候

預金の事

- 一貯蓄預金 (米貨金壹弗以上) 利息年五分
- 一特別當座預金 (同 金五弗以上) 同 同
- 一定期預金 (同 金拾弗以上) 同 六ヶ月年六分
一ヶ月年七分

但し預け入の節は印形持參相成度尙は引出の時には必ず證書

裏面へ御記名御調印の事

- 一本行に貯蓄預をなさんとする諸君には當方より貯蓄預金通帳相
渡可申候間其都度右通帳御持參被下度候
- 一貯蓄預金は米貨壹弗以上何程にても取扱可申候御入用の節は通
帳御持參の上御請求可有之何時にても拂戻可申候
- 一預金證書は凡て書留郵便を以て送附可仕候間若し御落手なき時
は一應郵便御取調被下度候
- 一本行預證を萬一紛失せし時は直に保證人連名にて御届出相成度
候當方に於ては當地に發行の二新聞に一週間づ、廣告し三ヶ月

日本帝國政府の郵便局につきて米國其他西洋諸國に宛郵便爲換を取
組まんとするものため左に其規則摘要を掲ぐ

| 爲換料 | 爲換金額 | 制限 |
|--------|-------------|--------|
| 米國爲換 | 米貨五弗毎に | 米國爲換 |
| 英國爲換 | 英貨一磅毎に | 英國爲換 |
| 佛國爲換 | 佛貨廿五法毎に | 佛國爲換 |
| 萬國聯合爲換 | 佛貨百法を超過せるもの | 萬國聯合爲換 |
| 伊國爲換 | 佛貨百法を超過せるもの | 伊國爲換 |

| 爲換料 | 爲換金額 | 制限 |
|--------|-------------|--------|
| 米國爲換 | 米貨五弗毎に | 米國爲換 |
| 英國爲換 | 英貨一磅毎に | 英國爲換 |
| 佛國爲換 | 佛貨廿五法毎に | 佛國爲換 |
| 萬國聯合爲換 | 佛貨百法を超過せるもの | 萬國聯合爲換 |
| 伊國爲換 | 佛貨百法を超過せるもの | 伊國爲換 |

(備考) 米貨一弗は凡そ我二圓、英貨一磅は凡そ我十圓、佛貨一
法は凡そ我四十錢に當る

十五 歸朝并再渡航に關する注意

歸朝者は歸着の上その旅券を返納すべき規則になりてを而して再
び渡航せんとするものは最初同様の旅券下附出願の手續をなさねば
ならぬ而かも矢張り面倒が多はいゆる斯かる企望を有するものは歸
朝の際その地の帝國領事館に到りて(領事館なき地は公使館 領事
(又は公使)の居住證明書若しくは業を営めるものは營業證明書を獲
ることを要す蓋し再渡航につき旅券下附出願の節これらの證明書を
添ふるときは比較的易く旅券を下附するるのである右の證明書を獲
んとする手續は至極簡便でその書式も用紙も別段大した規定はない
がその願書に領事(又は公使)の信用すべき保證人二名の連署若しく

は證據物件(たとへば營業者の場合には其筋の營業免狀の如き)を添ふることを必ず要す今普通用ふる願書式の文例を左に示さう

○居住證明願

本籍地 (旅券面の通り記すべし)

氏 名

右者當米國何市何街何番に居住罷在候に付御證明被下度保證人連署を以て此段願上候也

年 月 日

右 何 何 某印

何市何街何番 某印

保證人 何市何街何番 某印

同 何市何街何番 某印

何 地 帝國領事何某殿

(領事の奥書をなすためこゝに餘白を存し置くべし)

○營業證明願

本籍地 (旅券面の通り記すべし)

氏 名

右者當米國何市何街何番に於て何營業に従事罷在候に付御證明被下度保證人連署を以て此段願上候也

年 月 日

右 何 何 某印

何市何街何番 某印

保證人 何市何街何番 某印

同 何市何街何番 某印

何 地 帝國領事何某殿

(領事の奥書をなすためこゝに餘白を存し置くべし)

現行の旅券規則によれば職業のため數次往復するものは歸朝毎にその旅券を返納することを要せず但し旅券を領收したる日より三年を

過ぎて歸朝したるときは之を返納すべきことになりてをる故に職業のため渡航せんとするものにしてその旅券面の日付後三ヶ年以内の場合なるときは旅券を返納せずとそのまゝ重ねて使用して差支ないものである尤も氏名本籍地身分及び旅行の地名又はは目的に變更を生じたときは直に旅券を返納すべし若し該規則により返納すべき旅券を返納せずして使用たものはその旅券を取上げられたらへ廿五圓以下の罰金又はは廿五日以内の重禁錮に處せらるといふ規定になりてをる旅券に關する委細の事は附録の旅券規則等に就いて知るべし

訂増
渡米之葉終

附

録

○在桑港日本人

重要團體所在地
警察署内

●團體の部

- キヤリフォルニア街
四二〇 帝國領事館
- ケリー街五二四 日本入協議會
- クレー街一三二三 加州慈惠會
- ヘート街二二一 基督教育年會
- メイン街一三二九 美以教會
- ケリー街七二五 福音會

●會社の部

- メイン街一〇一〇 聖公會
- ホーク街七〇八 佛教青年會
- サクラメント街二四二〇 日本俱樂部
- ホスト街四〇七 明治俱樂部
- マーケット街四二一 東洋汽船會社
- モンガモリー街三二八 三井物產會社
- メーソン街三一七 日本釀造會社
- 銀行の部
- モンガモリー街五一五 正金銀行支店

グリー街五二四

日米銀行

●新聞社の部

ターク街二三四

日本新聞社

グリー街三五三

新世界新聞社

●醫師及病院の部

オツフアレル街三三二半

黒澤格三郎

ホスト街四〇七

西片 朝三

パウエル街三二一

橋本 修吾

デユボン街五〇五

松崎 愛二

アツシユ街五〇九

後藤 徹

テトラ街五〇二

立石槌太郎

キヤリフナルニヤ街
七一三

松丸病院

●事務所の部

グリー街二二一

倉永事務所

マーケット街五

脇本事務所

オツフアレル街四〇九

石丸事務所

●商店の部

フィフス街二二〇

富士商會

デユボン街五二三

駒田商會

オツフアレル街三三五

堂本商會

グリー街四二四

植田商會

マーケット街九一七

柴田商店

パツタリ街二〇七

井出商店

グリー街四〇三

日本商會

グラントアゼニ
ユ一

大和商會

カーネー街三三六

柴田商店

ホスト街二二四

朝日商店

デユボン街五〇五
五〇六

國産社

サター街

大和商店

グリー街四四二

清水商店

カーネー街三一六

甲斐商店

エリス街二二九

明治商店

デユボン街五〇二

中央堂

マカリスター街三二六
三二八

美越商店

ゴールアンゲート街
一一四

東洋商店

ホーク街一五二四

太田商店

ファイルモア街一九〇九
一九一

紀泉商會

アツシユ街五〇四

市橋商店

デユボン街五〇四

日米物産商會

デユボン街五二〇

峰岸商店

附 (4) 録

- ホスト街二一九
- ステゲンソン街 五三九
- メイン街五三二半
- 山梨商店
- 芙蓉堂書齋店
- 大坂屋菓子店
- 洋服裁縫店の部
- 植田商會部
- 同 街四三六
- ホスト街四〇九
- グリー街四三八
- マウエル街四二四
- オッフアレル街四〇九半
- 前木裁縫店
- 久保田裁縫店
- 淺井 榎本 裁縫部
- 沼田裁縫店
- フツシユ街五〇六半
- アユオン街五〇九
- 寫眞師の部
- マウエル街一四一
- カーチー街五〇四
- 運送業の部
- グリー街四二四
- ナヤーチ街一三三
- オッフアレル街 三三五
- 高木洋服店
- 萩村裁縫店
- 内山寫眞所
- 富川寫眞所
- 植田商會部
- 運送部
- 鈴木運送所
- 同 出張所

附 (5) 録

- ラーキン街一〇一八
- ゴールデンゲート街 一五〇六
- ファイルモア街二二三
- トウエンテイー サード街三五〇〇
- 旅館の部
- スタクトン街八一〇半
- ステゲンソン街 四三七
- アラナン街二六〇半
- シエツシー街五二二
- ステゲンソン街 五三九
- 金門洗濯所
- 東京洗濯所
- フエゲテツツ ト洗濯所
- 日没洗濯所
- 大磯屋
- 井木不知火館
- 同支店
- 田村ホテル
- 熊本屋ホテル
- ステゲンソン街 四二三
- シエツシー街 五二八 五二三 五二五
- 同 街三五八
- 同 街四六三 四六五
- オッフアレル街二三九
- 同 街五一五
- 同 街五二六
- グリー街五八三
- フツシユ街五〇九
- 下宿屋(貸室)の部
- 日光樓
- 馬場 玉吉
- 築紫館
- 永本 要藏
- 日の出
- 南海屋
- さがみ屋
- 紀の國屋
- 奈古旅館

附 (6) 録

| | | | |
|---------------|-----|------------|------|
| アツシユ街八四九 | 堀田 | アツシユ街五二四 | 労働組合 |
| サクラメント街九二九 | 大河原 | グリー街七二五 | 福音會 |
| クウ井ノスイー街一〇 | 武藏屋 | ポスト街四二一 | 青木 |
| 同街一二 | 堀 | マウエル街四二六 | 平野 |
| キヤリフナルニヤ街六二七半 | 松尾 | スタクトン街三一五 | 初見 |
| エツアイー街 | 山崎 | ボーク街一八〇八 | 貴志 |
| アユホン街五〇五 | 高千 | 同街一二四七 | 濱田 |
| スタゲエンソン街五六四 | 藤本 | サマー街一〇四六 | 中田 |
| ウエツシー街四六三 | 永本 | ファイルモア街二四二 | 宮本 |
| ウエツシー街四六五 | | | |

●桂庵の部

●食事店(料理屋)の部

附 (7) 録

| | | | |
|--------------|-------|--------------|-------|
| エリス街一一〇 | 小川亭 | エツアイー街二一一 | 東京洋食店 |
| ボスト街四一六 | 千代志 | ソックス街二三三 | 紐育洋食店 |
| メーソン街三一七 | 菊水亭 | | |
| アユホン街五二三 | 大黒屋 | マイン街五三〇 | 花村 |
| マイン街五三二 | 新大和 | ウエツミー街四六三 | 永本 |
| (以上日本食) | | スタクトン街八一〇 | 村田 |
| オツフアレル街二五四 | 浪速洋食店 | アユホン街五二二 | 中堀 |
| セカンド街一五三 | 柳澤洋食店 | キヤリフナルニヤ街六四一 | 田中 |
| ミツシヨン街五三七 | 横濱洋食店 | サクラメント街八二三 | 笠畑 |
| ゴトルデンゲート街一二六 | 金門洋食店 | オツフアレル街三〇七 | 井上 |

●理髪店の部

附 (8) 録

| | | | |
|------------|------|------------|------|
| ナツエル街四一七 | 武岡 | ナツフレル街三〇七 | 甲州湯 |
| エツアイー街二一八 | 宮谷 | アエボン街四四一 | 瀬川 |
| エイアイー街角 | 音堂 | ●靴商の部 | |
| アエボン街四四一 | 瀬川 | チーキン街八〇七 | 上原 |
| 同街四一九 | 安達 | フランクリン街一九 | 中島 |
| ●湯屋の部 | | シックス街四一八 | 清田 |
| スタクトン街八一〇 | さくら湯 | クラブ街四〇 | 田邊 |
| メイン街五三〇 | 片山湯 | ラーキン街一三一九半 | 谷田部孝 |
| ウエツン街五二二 | 田村 | ヘース街五一三 | 林 |
| サクラメント街八二二 | 紀和湯 | Hレブンス街一〇四 | 石田 |

附 (9) 録

| | | | |
|------------------|------|-------------------|-------|
| トウンテイリス街 三三一五 | 吉田 | アウキヤナン街一六〇五 | 白石 |
| ミツシヨン街二二一八 | 谷田部元 | ホーク街一九〇八 | 棚石 |
| 同街二一〇八 | 丸山宇 | | |
| ヘート街四九二 | 押田 | ○在沙都日本人 | |
| キヤストロ街五二三 | 太田 | ●団体の部 | |
| ファイルモア街二二〇六 | 丸山儀 | オリンピックアブレス 四二九 | 帝國領事館 |
| フナース街三三〇 | 半田 | セカンド街二一六 | 日本人會 |
| ターク街五一六 | 猪又 | シヤクソン街四一八 | 傳道教會 |
| キヤツプ街六二二 | 岡本 | メイン街六二四 | 佛教青年會 |
| ヴァーレンシア八一三 | 三苦 | | |

● 會社の部

ウヤクソン街三〇八 東洋貿易會社

● 新聞社の部

ウヤクソン街(第三十號室) 日本人誌社

● 醫師の部

ウヤクソン街(第三十號室) 石崎診察所

フチース街二〇九 渡邊診察所

ウヤクソン街五二二 關 診察所

● 商店の部

セカンド街二一六 古屋商店

同 街八〇二 古屋支店

ウヤクソン街 さがみ屋

セカンド街二一九 秋元商店

ウヤクソン街三二四 平出商店

ウシントン街二〇三 伊藤商店

エスラー街四〇九 松浦商店

フアースト街九一七 伊東商會本店

フチース街三二二 伊東商會支店

メイン街三一六 河原商店

同 街四〇二 河野商店

メイン街三一九 佐藤商店

メイン街三二〇 横濱商店

フチース街三二二 堀内商會

● 洋服裁縫店の部

メイン街二〇六 小澤裁縫店

同 街三一五(花月内) 荒井洋服店

同 街三〇五 源島村裁縫店

フチース街(坂本下宿 屋下層) 福田裁縫店

● 運送業の部

エーツ街六〇五 さくら組

ウシントン街(伊東商店内) 山本運送所

エーツ街六〇五 奥 田

● 寫眞師の部

エスラー街四一一 東京 館

セカンド街 岩辻寫眞所

ウエフアーツン街 水戸野寫眞所

四一八

● 洗濯業の部

サード街二五二二 洗滌所

フチース街一四二六 蒸氣洗滌所

ウヤクソン街五〇八 佐本洗滌所

●旅館の部

| | | | |
|------------|--------|-------------------------------|-------|
| シツクス街五〇三 | 日米館 | シヤクソン街五〇六 | 富士館 |
| シエフアソソ街 | 東洋旅館 | シヤクソン街三一四半 | 星旅館 |
| ファイフス街四二二半 | 旭旅館 | フナース街三〇九半 | 南部旅館 |
| フナース街三一二半 | 梅の屋旅館 | メイン街二一八半 | 亞米利加屋 |
| メイン街五〇五 | 加紀の國旅館 | メイン街二〇四 | 熊本屋 |
| シヤクソン街 | 坂本旅館 | シヤクソン街三〇八 | 大北旅館 |
| ウエスタン街一四四六 | 橋本旅館 | セカンド街(セントラルホ テル第八十六) 號室 | 日の出 |
| シヤクソン街三一六 | 常盤館 | シヤクソン街(ザンホテル三 階一號室) | 日米勸口 |
| 同 街三一四半 | 明治屋 | 同 街(ザンホテル第一 二號室) | 英米一郎 |

●桂庵の部

東洋貿易會社下層

●食事店(料理屋)の部

| | |
|------------|-----|
| メイン街三一五 | 花月樓 |
| ファイフス街四二八 | あさひ |
| シンントン街二二五半 | ちとせ |
| シヤクソン街二一〇 | 一力亭 |
| 同 街五〇四 | 壽亭 |

●理髮店の部

| | |
|----------|-----|
| シヤクソン街 | 保坂床 |
| セカンド街三〇六 | 扶桑床 |

●湯屋の部

○在晚香坡日本人

| | |
|---------|-----|
| メイン街角 | 中川湯 |
| セカンド街角 | 河野湯 |
| ファイフス街角 | 岡村湯 |
| キーング街角 | 吉田湯 |
| フアリスト街角 | |
| シヤクソン街角 | |
| シヤクソン街 | |

●團体の部

| | |
|-----------|-------|
| ダンスマイヤ街角 | 帝國領事館 |
| ホーイム街角 | 傳道教會 |
| シヨウワア街五四二 | |

重要關係所在地
營業案内

●新聞社の部
シロウシア街三四二
晩香坡週報社

●商店の部
ヘステインダ街一〇九
内田商店

アークード街五、六
濱村商店

●寫眞師の部
ロブソン街二二九
濱村寫眞場

●裁縫店の部
ヘステインダ街二二三
田中裁縫店

●旅館の部
ロブソン街二二九
濱村寫眞場

ウエストミンス
ター街九〇九
本間旅館

同 街二一四
青木旅館

マウエル街三三一
石川旅館

同 街二四〇
林旅館

同 街二三六
高野屋

セーラー街五二八
村宮旅館

カドビー街一五一
紀の國屋

ヘステインダ街一〇九
内田旅館

カードバ街二七九
池田旅館

アエボン街二七
廣熊屋

ヘンダ街一五
一三三樓
村上旅館

●料理店の部
ヘンダ街一五
一三三樓
南海樓

アエボン街三七
南海樓

○在布哇
ホノル、日本人

●団体の部
重要團體所在地
案内

帝國領事館

●銀行の部
マリーナント街
(キヤンベルフロツタ二階)
日本商人會

キング街
正金銀行
支店

グインヤード街
京濱銀行
支店

●新聞社の部
布哇新報
新日本新聞社

ホテル街
やまご新聞社

スミス街
スミス街角

附 録 (16)

ホノル、新聞社
 ① 醫師及病院の部
 リリハ街 慈善病院
 マアヌ街 (ホワイトハウス山脚) 内田 重吉
 ヴインヤード街 勝木市太郎
 リリハ街 二宮 禎吉
 アラケヤ街角 毛利 診察所
 ヘルタニア街角 小林 診察所
 リリハ街 吉川 武雄
 クサヤ街 尾山 瑞雄
 キング街 小川 雲伯

② 事務所の部
 マーチャント街角 米國行 符發賣事務所
 フォーント街角 中山事務所
 マーチャント街 (キヤンベル) 乗船切符發賣
 (ロック二階) 小澤事務所
 ホテル街角 日本人労働取 牧野事務所
 スミス街角 抜耕主代理人 横尾事務所
 スカール街 通辨人 同分店
 フォーント街角 労働者 尾崎商店
 キング街 商店の部
 ホテル街 同分店
 キング街角 濱野商店
 スミス街角

附 録 (17)

ホテル街 小島商店
 マアヌ街 同分店
 キング街 村上商店
 マーチャント街 島本商店
 マアヌ街 高桑商店
 ヘルタニア街 能澤商店
 キング街 菅商店
 ホテル街 袋田商店
 キング街 川原商店
 ホテル街 浅田商店

マアヌ街 王堂商店
 キング街 長尾商店
 マアヌ街角 千屋商店
 ホテル街角 廣瀬商店
 キング街ステーション上手 吉備商店
 ホテル街 高橋商會
 キング街 マラマ 木村商店
 マアヌ街 藤井商店
 キング街 マラマ 本重眞壽堂
 キング街 マラマ 洋服店の部

- ホテル街 洋袋田商店
- キソグ街 パラマ 神谷分店
- ホテル街 廣川裁縫店
- 旅館の部
 - クカウリカ街 西村旅館
 - パラマ街 泉旅館 小林卯之助
 - ククキ街 川崎旅館
 - ベルタニアア街角 水羽屋 原本旅館
 - ベルタニヤ街 柳井屋旅館
- 料理店の部
 - パラマ街 清涼軒
 - ミアメ街 堀庄
 - ククキ街 新柳亭
 - ベルタニヤ街 吉川
- 在櫻府日本人
 - 重要區休所在地 營業者案内
- 團體の部
 - オ一街四一八 佛教青年會
 - エム街三一〇 美以美教會

- ケ一街一一三 愛知俱樂部
- 會社の部
 - サイド街一〇〇七 櫻府金融社
 - フチース街一〇〇四 日本人勸業社
- 新聞社の部
 - フチース街一〇〇四 日本新聞支社
 - エル街三一〇 新世界新聞支社
- 醫師の部
 - サイド街一〇〇七半 竹岡三之吉
 - フチース街一三一八 松田正二
- 商店の部
 - サイド街一二三二 唐木保藏
 - ウエー街三〇四、三〇六 平田商店
 - ジエー街八〇八 安藝商店
 - セカンド街二〇六 櫻府商會
 - サイド街一〇一四 武内商店
 - サイド街一〇二〇 津田商店
- 旅館下宿屋の部
 - サイド街一二三二 益城屋
 - スイツクス街八一七 岩立旅館

| | |
|---------------|-------|
| アイ街二一三 | 紀の國屋 |
| エム街三〇九 | 三寶旅館 |
| シヤバニース、アレー三三三 | 九州屋 |
| アイ街二一七 | 熊本屋 |
| エム街二二八 | 宇土屋 |
| セヴンス街八〇一 | 櫻屋旅館 |
| アイ街二一九 | 大口旅館 |
| セカンド街二二〇八 | 廣島屋 |
| フロント街九二五 | 日の本旅館 |
| シヤバニース、アレー七五 | 石田旅館 |

サード街フナリス街エル街
 エム街の間七三、七六 水落下宿屋
 シヤバニースアレー七九 松本下宿屋
 ナイナ、アレー四〇五 柏田下宿屋
 スイタクス街八一八 田山下宿屋
 (備考) 街はストリート角はコーナ―を譯したるものなり



○北米合衆國貨幣及度量衡摘要
 貨幣の部

- 一、弗 (俗にドルといふ) (百) 仙 凡そ我二圓
- 一、仙 (弗の二) 凡そ我二錢
- 一、ビット (十二仙半) 凡そ我二十五錢

(備考) ビットは殆んど我國に於ける一貫(十錢)一百(一錢)などいふに均しき俗稱に止まるものでビットなる貨幣はないが

トラービット (廿五仙即我五十錢) 及びフナー、ビット (五十仙即我一圓) などは通俗唱へ用ひられてをる

現今流通せる貨幣の最も重なる種類は左の如し

| | |
|-------|-------------------------|
| 一、常量 | |
| オンス | 我 七 々 五 分 六 厘 |
| ポンド | 我 百 廿 々 九 分 六 厘 |
| 一、常尺 | |
| ライン | 我 六 厘 九 毛 餘 |
| インチ | 我 八 分 三 厘 三 毛 餘 |
| フート | 我 一 尺 〇 〇 五 厘 八 毛 餘 |
| ヤード | 我 三 尺 〇 一 分 七 厘 四 毛 餘 |
| チェーン鎖 | 我 十 一 間 〇 三 寸 八 分 四 厘 |
| マイル | 我 十 四 町 四 十 五 間 一 尺 二 寸 |

| | |
|------------------|----------------------|
| 一、金貨 | (ゴールド、コイン) |
| 五弗、十弗、二十弗 | |
| 一、銀貨 | (スィルヴァー、コイン) |
| 五仙、十仙、廿五仙、五十仙、一弗 | |
| 一、白銅貨 | (ニッケル、コイン) |
| 五仙 | (通俗ニッケルといへば即ち五仙を意味す) |
| 一、銅貨 | (コッパー、コイン) |
| 壹仙 | |

右の外政府及び銀行の發行せる紙幣種々あれども之を略す
度量衡の部

一、平方尺 (田畑其他地面の長廣を測るに用ゆ)

スクウエア、フート 方呎 (百四十吋) 我 一 步 餘

スクウエア、ヤード (九方呎) 我 九 步 餘

エーカー 地坪 我 四 反 十 八 步 餘

スクウエア、マイル 方哩 (六百四十^{エーカー}) 我 廿 六 町 〇 二 畝 廿 八 步 餘

一、液量

バイント 我 三 合 一 勺 餘

クウヲート・ (二バイント) 我 六 合 二 勺 餘

ギヤロン 瓦 (四クウヲート) 我 二 升 五 合 四 勺 餘

一、數

ダツン (俗にダリスといふ) 十 二 個

グロツス (十二ダツン) 百 四 十 四 個

一、紙數

シート 壹 枚 クワイヤ (廿四シート) 廿 四 枚 (但壹帖)

●外國旅券規則 (三十三年六月外務省令第二號)

第一條 外國へ旅行する者に下付する旅券は外務大臣之を發行し外國に於ては公使及び領事をして之を發行せしむ
第二條 旅券の下付を請ふものは書面に左の事項を記載し戸籍謄本若しくは其氏名本籍地及び身分を證明すべき文書を添付し内國に於ては本籍地若しくは所在地の地方上級行政廳外國に於ては公使館若しくは領事館に出願すべし但し外國に於ては公使若しくは領事の認定に依り戸籍謄本又は其他文書の添付を省略せしむるを得

- 一 氏名 (片假字を以て傍訓を附すべし)
- 二 本籍地 (本籍地と所在地と異なること)
- 三 身分 (月主家族の別を併記すべし)
- 四 族稱 (月主家族の別を併記すべし)
- 五 年齢 (月主及び月主の續柄を記載すべし)
- 六 職業
- 七 旅行地名
- 八 旅行の目的

長崎縣下對馬國に本籍地を有する者に限り對馬島嶼に出願することを得
臺灣に於ける旅券の下付は臺灣總督の定むる所に依る

第三條 官命に依り旅行する者は内國に於ては其所管官廳を經由して外務省に外國に於ては公使館若し領事館に旅券の下付を出願することを得但し前條第一號第七號及第八號の事項を開申すべし家族者は從者を同行するときは同行者に係る前條第一號乃至第五號の事項を併せ開申すべし
官命に依り外國に在る者其所在地に家族者は從者を呼寄せんとするときは旅券下付の

出願に關して前項の規定を準用することを得

第四條 月主と同行する家族、夫と同行する妻又は父若し母と同行する子にして旅券の下付を請ふときは其氏名身分及び年齢を月主、夫又は父母の旅券に併記することを得但し夫と同行する妻を除くの外十二歳未満の者たる場合に限り

第五條 移民保護法の規定に依り移民取扱人に依る移民又は保證人を要する移民にして第二條の出願を爲すときは移民取扱人又は保證人の連署を要す

第六條 本令第二條に依り内國に於て旅券の下付を出願する者は之を領收するときは一枚に付手数料として収入印紙五十錢を旅券領收書に貼用すべし外國に於て公使の徴收する旅券下付手数料は領事の徴收する旅券下付手数料に依る

第七條 旅券を領收したるときは直に其券面に署名すべし旅券面に査證あることを必要とする國に旅行する者は其の定むる所に依り査證を受くべし

第八條 左の各號の一に該當する者は旅券の下付を受くることを得但し第二號に該當する者は清國若し韓國に旅行せんとする場合を除くの外此の限にあらず

- 一 豫戒命令中の者
- 二 清國若しくは韓國に留禁止命令中の者

第九條 旅行者歸國若し歸着したるとき又は本令第二條に依り旅券の下付を出願したる者其の領收の後六箇月以内に出發せざるときは旅券を返納すべし
旅券の下付を受けたる者死亡したるときは遺族より之を返納すべし

第十條 商業漁業其の他職業の爲數次往復する者は歸國若し歸着毎に其の旅券を返納することを要せず但し旅券領收の日より三年を過ぎて歸國若し歸着したるときは之を返納すべし

第十一條 旅行十年に及び歸國せざるものは旅券を領收したるときより十年以内に公使若し領事の査證を受くべし其の後十年に及ぶ毎に亦同じ

第十二條 旅券を領收したる者第八條各號の一に該當するに至りたるるとき又は第二條第一項第一號乃至第三號第七號及第八號の事項に變更を生したるときは直に旅券を返納すべし

第十三條 旅券を紛失したるときは直に届出づべし之を發見したるとき亦同じ

第十四條 本令の規定に依り旅券の返納又は其の紛失若し發見の届出を受くべき官廳は内國に於ては地方上級行政廳及對馬島嶼外國に於ては公使館及領事館とす

第十五條 第二條第一項各號の事項を詐稱し若し第八條各號の一に該當する者其事實を

申告せず其他詐欺の所爲を以て旅券の下付を受けたる者は其の旅券を取上げ二十五圓以下の罰金又は二十五日以下の重禁錮に處す之を幫助したる者亦同じ

第十六條 他人の氏名を記載したる旅券を使用し又は之を使用せしめたる者は其の旅券を取上げ二十五圓以下の罰金又は二十五日以下の重禁錮に處す
本令に依り返納すべき旅券を返納せずして使用したるもの亦同じ

附 則

第十七條 本令は明治三十三年七月一日より施行す

明治十一年外務省布達第一號海外旅券規則及明治三十年外務省令第六號は之を廢止す

●外國旅券下附取扱心得

過般外務省總務長官より地方官に向ひ外國旅券下附心得として左の意味の通牒を發せられたり

外國旅券の下附は旅券規則の定むる所に從ひて公平一律に取扱ふべきは勿論なりと雖も旅行者の位置職業及び旅行者の目的又は其の赴くべき國柄に依り取扱上寛嚴の等差あるを免れず從來右等の取扱方にしては當省大臣より屢々訓令せられたりと雖も多きは時の必要に應じ發せられたるため全体に涉り或は其の趣意の貫徹せざる憾な

き能はず依て茲に其取扱方の概要を叙し執務者の参考に供す

一、旅券は本と渡航許可の證にあらすして専ら旅行者の便利のために下附するものなれば遊歴、修學又は商業の目的を以て海外へ旅行するものにして其地位業體又は生活の様様に照し相當と認めたるものに對しては旅券規則の條項に違反せざる限り他に何等の手續を要することなく可成速に之を下附すべし

一、若し右旅行者華族なるときは宮内大臣の發したる外國旅券認可證を以て旅券規則第二條第一項の戶籍謄本に換へしめ又外國に支店支社若し出張所を有する著名の會社社員又は使用員にして出發を要する事情あるものは事後其の會社の代表者より戶籍謄本を提出せしむることとし旅券を下附するも差支なし(明治三十三年八月二十七日付内閣第一項及び第二項に參照)

前項により取計ひ難きものは左の區別に従つて之を取扱ふべし
(甲)移民保護法に依り移民として旅行するもの
右は移民保護法に依り既に渡航許可を受けたるものは旅券規則の要件を具備する上は他に何等の手續を要せず直に旅券を下附すべし

(乙)旅行者にして商業遊歴又は修學等の爲めと稱するも其地位業體又は生活の様様に照し相當と認め難きもの
右等の者北米合衆國並に其の他の諸領地英領加奈大、同濠州及び右等附近の國々へ旅行せんとする場合には嚴密に之を調査したる上旅券を下附すべし其内若し移民保護法の移民に該當すと認めらるゝものあらば總て同法に準依せしむべし此等諸國旅行者取締方に就ては當省大臣より時々訓令あるにつき之を參照すべし

に照し相當と認め難きもの
右等の者北米合衆國並に其の他の諸領地英領加奈大、同濠州及び右等附近の國々へ旅行せんとする場合には嚴密に之を調査したる上旅券を下附すべし其内若し移民保護法の移民に該當すと認めらるゝものあらば總て同法に準依せしむべし此等諸國旅行者取締方に就ては當省大臣より時々訓令あるにつき之を參照すべし

一、清韓兩國及び露領西比利亞地方へ旅行せんとするものは前項(乙)の部類に屬するものと雖も當省大臣より特に訓令なき限りは總て其の取扱手續を具備したる上は他に何等の手續を要することなく迅速に旅券を下附すべし(明治三十二年三月二日付、同年四月付及同年十一月十七日付内閣參照)

右等の國々は本邦と密通し商業漁業其の他の關係極めて交錯し居れば渡航者の爲めに務めて便利を計るを要す其數次往復するものには旅券規則第十條の便法に據らしむることに注意すべし

○移民保護法及同施行細則

移民保護法

第一章 移民

第一條 本法に於て移民と稱するは労働に従事するの目的を以て外國に渡航する者及其家族にして之と同行し又は其所在地に渡航する者を謂ふ
前項労働の種類は命令を以て之を定む

第二條 移民は行政廳の許可を受くるに非れば外國に渡航するを得ず但移民雇主の申請に依り外務大臣特に認可したる場合に於ては之に雇はるべき移民は其所在地の地方長官(東京府は警視總監)に出願するを得

渡航の許可は其許可の日より六箇月以内に出發せざるときは効力を失ふものとす
第一項但書に依り移民所在地の地方長官渡航の許可を與へたるときは遅滞なく其旨を移民原籍地の地方長官に通知すべし

第三條 行政廳は渡航すべき地の情況に因り移民取扱人に依らざる移民をして適當と認むる二人以上の保證人を定めしむるを得保證人は移民の疾病其他困難の場合に於て之を救助し若くは歸國せしむべし又行政廳に於て移民を救助し若くは歸國せしめたるときは其費用を辨償すべし

第四條 行政廳は移民保護の爲め若くは公安保持の爲め又は外交上の必要と認むるときは移民の渡航を差止め又は其許可を取消すを得渡航の差止中の日數は第二條第二項

の期間に算入せず

第二章 移民取扱人

第五條 本法に於て移民取扱人と稱するは何等の名義を以てするに拘らず移民を募集し又は其渡航を周旋するを以て營業と爲すものを謂ふ

第六條 移民取扱人たらんと欲するものは行政廳の許可を受くべし
移民取扱人の許可は其許可の日より六箇月以内に營業を開始せざるときは効力を失ふものとす

第七條

一 帝國臣民又は帝國臣民のみを社員若くは株主とする商會社にして帝國に於て主たる營業所を有するものに非れば移民取扱人たることを得ず
前項の外移民取扱人に要する資格は命令を以て之を定む

二 移民取扱人は渡航の周旋を爲したる移民に對し渡航の日より滿十ヶ年間第三條第二項に規定したる保證人の義務を負ふ

第八條 行政廳は移民取扱人の行爲法律命令に違反したるとき若くは公安を害するものと認むるとき又は移民取扱人保證金の納付を遅滞したるときは其の營業を停止し又は

營業の許可を取消すを得

第九條 移民取扱人は營業を停止せられ又は休業したるときは既に渡航せしめたる移民に對し契約の履行を中止するを得ず

第十條 移民取扱人代理人を定め其の業務を行はしむるときは命令の定むる所に依り行政廳の許可を受くべし

第十一條 移民取扱人は業務擔當社員若しくは取締役又は代理人を在留せしめざる地なる移民を渡航せしむるを得ず

第十二條 移民取扱人は移民として渡航する者に非れば其周旋又は募集を爲すを得ず

第十三條 移民取扱人は労働契約に因り渡航する移民の周旋又は募集を爲すときは移民と書面契約を爲し行政廳の認可を受くべし
前項契約に必要な條件は命令の定むる所に依る

第十四條 移民取扱人は手数料の外何等の名義を以てするを問はず移民より金銭又は物品を受くるを得ず但其手数料は豫め行政廳の認可を受くべし

第十五條 移民取扱人移民を募集するときは出發せしむべき期日を豫定して之を示すべし移民取扱人正當の理由なくして豫定の期日内に移民を出發せしめるときは其出發

延期の爲に生ずる移民の費用を負擔すべし

第三章 保證金

第十六條 移民取扱人は行政廳に保證金を納付したる後に非されば其の營業を開始するを得ず

保證金額は一萬圓以上とし行政廳之を定む

第十七條 行政廳は必要と認むるときは保證金額を増減するを得但し前條の金額以下に下すことを得ず

第十八條 行政廳に於て移民取扱人移民に對し契約を履行せず又は第七條の二に規定したる保證人の義務を履行せずと認めたるときは保證金より其費用を支出して移民を救助し又歸國せしむるを得

第十九條 移民取扱人死亡、解散營業許可の取消又は其他の理由に依り營業を廢止するも保證金は行政廳に於て領置の必要ありと認むる間は其全部又は一部を還付せざるを得

第二十條 移民取扱人營業中及前條行政廳に於て保證金領置の必要ありと認むる間は移民又は其相續人が本法に従ひたる契約に基き權利を執行する場合の外何人も保證金

に對して債權取立を爲すことを

第四章 罰則

第二十一條 渡航の許可を受けず又は渡航地を詐りて許可を受け又は渡航差止命令に違反して渡航したる移民は五圓以上五十圓以下の罰金に處す

第二十二條 法律命令に違反したる移民の渡航を周旋し又は渡航差止中に移民を渡航せしめたる移民取扱人及代理人は五十圓以上五百圓以下の罰金に處す

第二十三條 行政廳の許可を受けずして移民取扱人の行爲を爲したる者又は營業停止中に移民を募集し又は其渡航の周旋を爲したる移民取扱人及代理人は貳百圓以上千圓以下の罰金に處す

第二十四條 移民取扱人行政廳の許可を受けざる代理人をして其行爲を爲さしめたるときは二十圓以上二百圓以下の罰金に處す其の行爲を爲したる代理人又全し

第二十五條 第十一條第十二條第十三條第十四條及第十六條第一項に違反したる移民取扱人及代理人は五十圓以上五百圓以下の罰金に處す

第二十六條 誘惑の手段を以て移民を募集し若くは渡航の周旋をなしたる移民取扱人及代理人は一年以上一年以下の重禁錮に處す

第二十七條 本法の罰則は商事會社に在ては其各條に掲ぐる行爲を爲したる業務擔當社員又は取締役之を適用す

第五章 附則

第二十八條 本法施行以前より當該官廳の許可を受け營業する移民取扱人は本法施行の際別に許可を受けるを要せず本法の規程に依り其營業を繼續するを得但其の營業を繼續せざるべきを雖其既に納付したる保證金に對しては仍本法の規程を適用す

第二十九條 本法は帝國と締結したる特別の條約に基き渡航する移民及其の取扱人に適用せず

第三十條 本法施行の爲めに必要な細則は命令を以て之を定む

第三十一條 本法は明治二十九年六月一日より施行す

明治二十七年勅令第四十二號移民保護規則は本法施行の日より廢止す

移民保護法施行細則

第一條 移民保護法第一條に掲ぐる勞働の種類を定むると左の如し

一 耕作、栽培、牧畜、漁業（露領沿海州及薩哈噠島沿岸并日韓兩國通漁規則に依り韓國沿岸に於て行ふ漁業を除く）、鑛業、製造、土木、運搬、建築等に從事し勞力を供する者

二 炊事、洗濯、裁縫、給仕、看病等の爲め家事に使役せらるる者

第二條 渡航の許可を受けんと欲する移民は渡航地名、渡航の目的及渡航年限を詳記し原籍地の地方長官(東京府は警視總監)に申請すべし

前項の移民にして移民取扱人に依る者は渡航願書に移民取扱人をして連署せしめ移民取扱人に依らずして保証人を要する地に渡航する者は保証人をして之に連署せしむべし但移民保護法第十三條第一項に該當する移民は同時に移民取扱人と締結したる契約書の提示を要す

第三條 移民保護法第三條に依り保証人を定めしむべき場合は外務大臣之を告示す

第四條 移民保護法第三條に掲ぐる保証人は其原籍地の地方長官(東京府は警視總監)に於て適當と認むる者に限る

第五條 移民取扱人たらんと欲する者は左の事項を詳記し主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)を経由し外務大臣へ申請すべし但し合名会社に於ては各社員より合資会社に於ては業務擔當社員より、株式会社に於ては發起人より申請すべし

- 一 營業所
- 二 營業資本金額

三 營業年限を定むるものは其年限

四 移民を渡航せしむべき土地

五 移民の種類

六 取扱ふべき移民の選定人員

七 移民の渡航前後に於る周旋の方法

八 出願者の履歴

九 合名会社に於ては各社員の財産、合資会社に於ては各社員の出資額及無限責任社員の財産、株式会社に於ては株式の總數及一株の金額并發起人各自の引受くる株數及財産、会社にあらざるものに於ては營業主の財産移民取扱人の營業を相續し若くは譲受けんとする者も本條の規定に依るべし

第六條 移民取扱人營業開始の後前條に掲ぐる第二、第四、第五、第六、第七の事項を變更し又は主たる營業所を他の廳府縣に移轉せんとするときは前條の手續に準し許可を受くべし

第七條 移民取扱人は左の事項を十日以内に主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)を経由し外務大臣に届出つべし

- 一 開業したるときは其年月日
 - 二 株式会社設立の後取締役の氏名住所
 - 三 商事會社にして無限責任社員若しくは取締役に変更ありたるとき其氏名住所但無限責任社員に關しては其履歴書及財産調査を添ふへし
 - 四 同一廳府縣内に於ける主たる營業所の移轉
 - 五 支店若しくは出張所の廢置移轉
 - 六 營業年限の變更
 - 七 主たる營業所を置く廳府縣以外の地に於ける支店若しくは出張所の廢置移轉は其地の地方長官(東京府は警視總監)にも届出へし
- 第八條 外務大臣に於て不適當と認めたる者若しくは左の一に該當する者は移民取扱人又は代理人たるを得ず
- 一 瘋癲白痴の者
 - 二 公権を剝奪せられたる者
 - 三 公権停止中の者
 - 四 破産若しくは家資分散の宣告を受け復権せざる者又は身代限の處分を受け債務の辨償

を終へざる者

第九條 移民保護法第十一條に依り移民渡航地内に於て業務擔當社員若しくは取締役又は代理人を在留せしむべき地は外務大臣之を定む

第十條 移民保護法第十一條に依り業務擔當社員若しくは取締役又は代理人を移民の渡航地に在留せしむるとき又は其歸國若しくは解任のときは其氏名及在留地を詳記し主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)及其在留地を管轄する在外帝國官廳に届出つへし

第十一條 移民保護法第十三條に掲ぐる書面契約に對し認可を受けんと欲するときは其契約書全文に移民を渡航せしむべき土地の情況を記載したる書類を添へ又同法第十四條に規定せる手数料の認可を受けんと欲するときは移民の渡航地及手数料金額を記載し移民原籍地の地方長官(東京府は警視總監)に差出すへし
前項契約書には左の事項を欠くを得ず

- 一 契約期限
- 二 手数料
- 三 渡航及歸航費用の支辨方

四 渡航地に於る周旋の方法
 五 疾病其他困難の場合に於て救助又は歸國の手續

書面契約認可の移民取扱人及移民との間に解約ありたるときは移民原籍地の航方長官(東京府は警視總監)に届出へし

地方長官本條第一項の認可を與へたるときは契約書寫又は手数料認可願書寫を添へ認可の年月日、移民の氏名、年齢、族籍、職業并契約又は願書の番號を外務大臣に報告し又移民取扱人の主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)に通知すへし前項解約の届出ありたるとき亦同し

第十二條 移民取扱人外國に於ける移民雇主の注文により移民を募集せんとするときは雇主の注文書に移民募集別方表豫定所を添へ主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)に届出つへし

前項の届出ありたるときは主たる營業所を置く地の地方長官は移民募集地方別豫定員數を當該地方長官(東京府は警視總監)に通知すへし

第十三條 當該官廳より移民保護法第十三條に掲ぐる契約書を示すべきことを命じたるときは移民及移民取扱人は之を拒むべきを得ず

第十四條 移民取扱人移民保護法第十五條に依り豫定したる移民の出發期日を移民に通知するときは書面を以てするを要す

第十五條 移民保護法第十六條に掲ぐる保証金は主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)に納附すへし

前項保証金額及其の増減は外務大臣之を定む

第十六條 移民取扱人の納付すべき保証金は左の割合を超過せざる限り國債證券又は地方債證券を以て之れに代用するを得

- 一 保証金額壹萬貳千圓までは其三分の二
- 二 保証金額壹萬貳千圓以上參萬圓までは壹萬貳千圓を超過する部分に付ては其四分の三
- 三 保証金額參萬圓以上は參萬圓を超過する部分に付ては其五分の四

前項國債證券及地方債證券の價格は其の納付を受くべき官廳の定むる所に依る

第十七條 主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)は移民取扱人の保証金増額を追納せしめ若くは欠損を填補せしむる場合に於て一箇月以内の猶豫を興ることを

第十八條 移民取扱人代理人を定め其許可を受けんと欲するときは左の事項を詳記したる書類を添付し主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)を經由し外務大臣に出願すべし

- 一 代理に關する條件
- 二 代理人の履歴
- 三 代理人の財産

第十九條 代理人にして其業務を行ふときは代理人たるの許可證を携帯すべし

移民取扱人外國に在留する者を代理人に定め其許可證代理人に到達する以前に業務を行はしむるの必要あるときは移民取扱人の費用を以て主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)を經由し其在留すべき地を管轄する在外帝國官廳に届出つべし

第二十條 移民取扱人移民に關し別に他人と契約を爲したるときは該契約書寫を添へ其旨を主たる營業所を置く他の地方長官(東京府は警視總監)及其の移民の在留地を管轄する在外帝國官廳に届出つべし

移民取扱人前項の契約に基き移民を募集したるときは第十一條の手續を爲すに當り該

契約書寫を添ふべし

第二十一條 移民取扱人移民の身上に異變を生ぜし報告に接したるときは直に其の旨を主たる營業所を置く地并移民原籍地の地方長官(東京府は警視總監)及其の移民の在留地を管轄する在外帝國官廳に届出つべし

第二十二條 移民取扱人移民を渡航せしむるときは移民の出發と同時に移民の氏名を明記したる届書を其の移民の在留地を管轄する在外帝國官廳に送付すべし但し移民保護法第十三條第一項に該當する移民に係るときは契約書寫を添ふべし

前項契約書寫は同一條件に係るものは其の寫一通を以て足れりす

第二十三條 移民の渡航地に在留する業務担当社員若しくは取締役又は代理人は移民名簿を備へ移民の就業地、雇主の氏名を明記し當該官廳より命令あるときは何時にても之を示すべし

第二十四條 移民の渡航地に在留する業務担当社員若しくは取締役又は代理人は他國に轉住すべき移民あるときは其在留地及轉住地を管轄する在外帝國官廳に届出つべし

第二十五條 移民取扱人は左の書式に依り調製したる渡航者名簿を翌月五日までに歸國者名簿及死亡名簿を翌年一月二十五日までに營業所を置く地の地方長官(東京府は警

視聽監に屬出つへし

(書式略之)

第二十六條 渡航の目的又は渡航年限を詐りて渡航の許可を受けたる者并第六條、第十三條、第十四條、第十九條、第二十三條及第二十五條に違反したるものは五圓以上貳拾五圓以下の罰金に處す

第二十七條 第七條第十條第二十條第二十一條第二十二條第一項及第二十四條に違反したる者は貳圓以上拾圓以下の罰金に處す

附 則

第二十八條 本令に於て在外帝國官廳と稱するは在外帝國領事館又は貿易事務館及領事館貿易事務官なき地に於ては其地を管轄する帝國公使館を謂ふ

第二十九條 本令は明治二十九年六月一日より施行す

明治二十六年外務省令第六號移民保護規則細則は本令施行の日より廢止す

●北米合衆國移民法 (千九百〇三年三月改定)

第一條 汽船、帆船又は其他の船舶に搭し外國港より合衆國港に著し若しくは接攘外國領土より鐵道又は其他の運輸方法に依り合衆國へ着する渡來人にして合衆國、加拿陀領地、キエバ共和國又は墨西哥共和國の公民にあらずる者には各々税金二弗を賦課徴收す本税金は右船舶の船長、代理人、持主又は仕向人若しくは運輸會社に於て右渡來外國人の著する港若しくは税關區域の關稅收入官吏に納付し若しくは該港若しくは區域に右收入官吏なきときは其最近地に在る同官吏に納付すへし右徵收の金員は合衆國國庫に納付し「移民基金」として永く其用途を定め大藏長官の指揮に従ひ本法に依り外國人合衆國移住取締の費用に充つべきものにして其中には移民局長官の使用に供する聯邦裁判所判決報告及其搬要に關する費用並に本法規定實施のために任命する各官吏書記雇員の俸給雜費を包含す而して本條に依り賦課する税金は前記外國人を合衆國港に搭來する船舶の債務に屬し該船舶の持主に對する合衆國の債權にして成法若しくは衡平法上の手續に依り其仕拂を強制し得べきものとす本條規定の入頭税は合衆國を通過する外國人又は一度合衆國入國の許可を得既に入頭税を支拂ひたる外國人にして其後合衆國の一部より接攘外國領土を経て合衆國の他の一部へ通過する者には之を賦課せず但し移民局長官

は大蔵長官の指揮に依り又は其認可を経て本法第三十二條の規定に従ひ輸送業者と協約し陸上より入國を求むる外國人に對し本條に依り賦課する税金の支拂に關し右外國人の全員又は各員に就き別に取極を爲すことを得

第二條 左の各項に屬する外國人は合衆國入國を拒絶す

白痴、癩癩者、癩癩病者及既往五箇年以内に癩癩を患ひたる者、從前二回以上癩癩に罹りたる者、貧困者、公共の負擔たるに至るの虞ある者、乞丐、嫌疑すべき若くは危險なる傳染病患者、重罪又は其他の罪若くは德義汚濁に係る不法行為に對し有罪の宣告を受けたる者、多妻者、無政府主義の者又は合衆國政府若くは一切の政府又は一切の法律を暴力又は暴擧に依りて顛覆破壊すること及官吏を暗殺することを是認し又は之を主張する者、醜業婦若くは醜業を目的とする婦女を求得し又は其輸入を企圖する者、合衆國入國出願の日より一年以内に同國內に於て勞動若くは某種の業務に就くの申出、依頼、約束又は協諾を爲したる者として放逐せられたる者、他人の金錢を以て渡航切符又は渡航費を支拂はれ若くは他人の援助に依り渡來する者にして前記拒絶各項に屬せざることを確實且つ満足に證明すること能はざる者、尤も本條は合衆國居住の者か前記拒絶各項に屬せざる親戚又は友人を呼寄することを妨げず但し本條は德義汚濁に涉らざる純然政事上の犯罪

人を除斥することなし又熟練工手は開散の同業者合衆國內に見出し難き場合に於ては之を輸入することを得又契約勞動者に適用すべき本法の規定は俳優、技術者、講師、唱歌業者、各宗派の牧師、大學專門學校教授、學術を要するものと公認せらるる職業に屬する者及確正に従者又は僕婢として使用せらるる者を除斥することなし

第三條 醜業の目的を以て婦女を合衆國へ輸入することを禁ず醜業の目的を以て婦女を合衆國に輸入し若くは輸入せんとする者又は前記違法の輸入に由り右の目的を以て婦女を留置き若くは留置かんさする者は重罪を以て論し有罪と認めたる時は一年以上五年以下の禁錮及金五千弗以下の罰金に處す

第四條 個人、會社、合名會社又は法人が合衆國內に於て外國人をして熟練を要し若くは之を要せざる何等勞動又は業務に就かしむるため其輸入前に爲したる口頭、特別、明示若くは暗示に係る何等申出、依頼、約束又は協約に由り何等の方法を以て豫め其輸送費を支拂ひ又は聊かにても其輸入又は移住を補助奨励することは之を不法とす

第五條 個人、合名會社、會社又は組合にして外國人に對する口頭、特別、明示又は暗示の申出、依頼、約束若くは協約に依り何等勞動若くは業務に就くため其合衆國に移住すること又は輸入せらるることを情を知りて補助奨励又は勧誘し依て本法第四條の規定に違背し

たる者は右各犯に對し千弗の罰金を徴せらるへし該罰金は合衆國政府又は何人にも自己の名を以て自己の利益のために最初起訴したる者(右の如く何等勞働若くは業務を約せられたる前記外國人も含蓋す)に於て同額の貸金か現に合衆國諸裁判所に由て取戻さるゝと同しく之を請求領收することを得而して右の如く勞働若くは業務を約せられたる各外國人に對し一人毎に起訴することを得又合衆國より此種の各訴件を提起するときハ當該地方裁判所檢事之を起訴する義務あるものとす

第六條 外國に於て印刷發行の廣告に基きたる就業の約束に依り外國人の輸入又は移住を幫助若くは獎勵することは之を不法とし本法第四條の違犯と看做す而して右廣告の結果として合衆國に渡來する外國人は本法第二條の意義に係る約束又は協約に由りて渡來する者として之を處分し之に對し第五條の罰則を適用す但し本條は各州、各「テリトリ」、哥倫比亞、ガストリクト」其他合衆國管轄の場所にして各其地に移住の勧誘を廣告する者に適用せず

第七條 運輸會社、船舶持主其他外國人を合衆國へ輸送することに從事する者は船舶の出帆、其運輸の條件及便宜を記載したる通常商業用書狀、圖章、廣告若くは口述を除くの外直接なると代理人を以てするとを問はず筆記、印刷物又は口述を以て外國人の合衆國に

移住することを勸求招請若くは獎勵することを得ず本條違犯に對しては當該運輸會社、船舶持主其他合衆國へ外國人を輸送することに從事する者及其代理人を本法第五條規定の罰に處す

第八條 船長、船舶の代理人、持主又は仕向人其他何人を問はず船舶にて又其他の方法を以て移民検査官の適法に合衆國入國を許さず又は合法の入國權なき外國人を同國に到來又は上陸せしめ若くは自己にて又他人を経て同國に到來又は上陸せしめんとしたる者は輕罪違犯と看做し服罪の上は右の如く上陸せしめ若くは上陸せしめんとしたる各外國人に對し千弗以下の罰金又は三月以上二年以下の禁錮に處し又は右罰金及禁錮に併處す

第九條 接壤外國領土より合衆國に入る鐵道線以外の運輸會社又は船舶の持主、船長、代理人若くは仕向人其他何人にも嫌疑すべき若くは危險なる傳染病に罹りたる外國人を合衆國に到來せしむることは之を不法とす而して斯く合衆國に到來したる外國人にして外國乗船の際既に該病ありたること及該病存在の事實當時適任醫師の檢診を経れば發見し得たることを大藏長官に於て満足に認定したるときは右運輸會社若くは右船舶の船長、代理人、持主、仕向人其他何人にも本條規定の各犯に對し到着地所在の税關區域の關稅收入官吏に罰金百弗を納付すへし而して船舶は之に課せられたる右罰金を完納する

または出港證を付與せられざるものとす又罰金は免除せらるゝことなし

第十條 本法後條規定の特別調査委員會に於て臨檢醫官の證明書に基き外國人嫌忌すへき若くは危険なる傳染病ありて又は本法第二條に依り合衆國入國拒絶の項に屬するに至るへき虞ある精神上又は身體上の缺點あるに因り之を拒絶すへきものと決定したるときは其決定は之を終決とす

第十一條 拒絶せられたる外國人疾病、身體上の缺點又は幼弱なるかため自助の道なき旨合衆國海員病院醫官の證明ありたる場合に於て該外國人に其保護又は後見を要する他の外國人同伴するときは之を搭來したる船舶の船長、代理人、持主若くは仕向人は其他の被拒絶外國人の送還を要求せらるゝと同しく右兩人を送還せしめらるゝへし

第十二條 外國人水路より合衆國港に到着の節は之を搭來したる汽船、帆船若くは其他の船舶の船長又は指揮者より該外國人が該汽船若くは船舶に乗込みたるとき及場所に於て調製したる人名表又は申告書を到着港の移民官に差出すへし而して該表書には其上部に掲ぐる質問に對し各外國人に就き左の事項を記載すへし

氏名、年齢、男女は區別、既婚若くは未婚、職業、讀方又は賣方を解するや否、國籍、人種、最後の住所、合衆國上陸港、上陸港以外に行先ある者は其行先地、其行先地まで通し切符の

有無、船賃は自辨したるや又は他人、會社、協會、市又は政府より支拂ひたるや、若し他の支拂を多けたりとせば其支拂者、所持金五十弗を有するや、若し以下なるときは現額幾何、親戚若くは朋友の許に到らんとするや、若し然りとせば其朋友若くは親戚の何人なること及其氏名、住所曾て合衆國に渡來せしことありや、若し然りとせば其時日及場所、曾て監獄若くは貧民救濟所又は癲癩病者看護治療のため又は慈善金を以て設けたる箇所若くは病院に入りたることありや否、多妻者なるや否、無政府主義の者なりや否、合衆國に於て労働に従事するため明示又は暗示に係る何等申出、依頼、約束又は協約のため渡來せしや否、精神及身體上の健康如何、不具の者又は支の用を失ひたる者なりや否、若し然るときは其期間及原因如何

第十三條 水路より合衆國港に到着する外國人は便宜連表すへし然れとも一通の人名表若くは申告書には三十人以上を記載すへからず各外國人又は其家長には到着の節本人照合上便宜のため本人の氏名、其氏名等を記載する表の番號若くは文字及該表中の本人の番號を掲げたる切符を交付すへし各人名表又は申告書は船長若くは船舶指揮者又は其部下首席若くは次席役員の署名及到着港駐在移民官吏の面前に於て爲したる宣誓又は確認を以て證明すへきものとす該宣誓又は確認は各關係外國人は之を乘組醫員をして其身體及口

頭検査を遂げしめ而して之を該醫員の報告及自己の調査に徴するに白痴癡癲者、貧困者若くは公共の負擔たるに至るの虞ある者、嫌疑すべき若くは危険なる傳染病患者、重罪又は其他の罪若くは徳義汚濁に係る不法行為に對し有罪の宣告を受けたる者、多妻者、無政府主義の者、合衆國に於て勞働に従事するため明示若くは暗示の約束又は協約を爲したる者又は醜業婦にあらず且つ自己の知悉信認する所に據れば該表若くは書中記載の各關係外國人に就きて掲ぐる所の事項は各般正確誠實なる旨を以てすべきものとす

第十四條 乗組醫員に於ても各人名表又は申告書に署名し且つ到着港駐在移民官吏の面前に於て前項と均しく宣誓又は確認を爲し其内科及外科醫たる其業務上の經驗及資格を陳述し且つ該人名表又は申告書中記載の各外國人は孰も自ら之を検査を遂げたる旨及自己の知悉信認する所に據れば該外國人の身體及精神上の状態に關し該表若くは書中掲ぐる所の各項は遺漏なくして正確誠實なる旨を陳述すへし若し外國人を搭來する船舶に乗組醫員なきときは該船舶の持主は相當の資格ある醫師を使用して右精神及身體上の検査及人名表又は申告書の證明を爲さしむへし

第十五條 船長若くは船舶指揮者其搭載各外國人に關し本法第十二條、第十三條及第十四條規定の人名表又は申告書を前記移民官吏に差出すと能はざるときは前條の通表中前記

事項の掲載を爲さざる外國人各一人に對し到着港の關稅收入官吏に金十弗を納付すへし第十六條 到着港の移民官吏本法第十二條、第十三條及第十四條の規定に據りたる外國人名表又は申告書を接受したるときは自ら該表又は該書關係の船舶に赴き若くは相當の助手を之に派出して右外國人を悉く検査すへし或は指定の時刻及場所に於て検査のため右外國人の一時移轉を命ずることを得尤も此一時移轉は之を上陸と看做すことを得ず又外國人を合衆國港に渡來せしめたる運輸線若くは船舶の船長、代理人、持主又は仕向人をして右外國人船舶内に止る場合に於て本法に依り拘束せらるべき義務を免れしめざるものとす但し適當なる建築物右外國人留置及検査のために使用せらるるときは移民官に於て右外國人を其内に保管すべきものとす而して其上は右外國人を輸送したる運輸會社及船舶の船長、代理人、持主及仕向人は右外國人の引渡を受くるまでは其留置の責任を免るへし

第十七條 各渡來外國人の身體及精神上の検査は合衆國海員病院醫官にしてドクトル、オガ、メザシンの學位受領後實際其業に従事し二箇年以上の經驗ある者之を行ひ移民官吏及本法後條規定の特別調査委員會の參考のため其右外國人に就き發見したる身體及精神上の各缺點又は疾病を證明すべきものとす若し合衆國海員病院醫官をして此任に當らし

め難き緊急の場合に於ては大蔵長官の指揮に依り又は其認可を経て移民局長官の定むる條件にて四箇年以上開業の経験ある醫師を代用することを得合衆國衛生局及海員病院は外國人檢診實行のために要したる一切の費用を大蔵長官の規定に従ひ移民局より回致すへきものとす

第十八條 合衆國に外國人を搭來する各船舶の持主役員及代理人は移民官吏の指定したる時限及場所の外右船舶より外國人を上陸せしめざることに前以て相當の注意を爲すへし而して同官指定以外の時限及場所に於て右外國人を上陸せしめ又は其上陸を許したる船舶の持主、役員、代理人若しくは管理人は不法行為を以て論し服罪の上は右の如く上陸を許したる外國人各一人に付き百弗以上千弗以下の罰金若しくは一年以内の禁錮に處し又は右兩罰を併科し右の如く上陸せしめられたる各外國人は合衆國に不法居留する者と看做し法律の規定に依り國外に放逐すべし

第十九條 法律に違背して合衆國に輸致せられたる外國人は成るべく其各渡來せし船舶にて直に出發國へ送還すへし右外國人上陸中の生活費並に送還費は總て其各搭來したる船舶持主の負擔たるへし當該船舶の船長、管理者、代理人、持主若しくは仕向人に於て之を該船舶又は同一關係者の所有に係る他の船舶に引取ること拒み若しくは該船舶中に留置

くことを怠り又は其出發外國港に送還すること又は上陸中の生活費を支拂ふことを拒み若しくは怠りたるときは右船長、管理者、代理人、持主若しくは仕向人は不法行為を以て論し服罪の上は各犯に對し三百弗以上の罰金に處し之を納付せざる間は該船舶の合衆國港より出港することを許さず但し移民局長官は大蔵長官の指揮に依り若しくは其認可を経て自ら定むる條件を以て其何等労働若しくは業務に就くの約束又は協約に従ひ渡來せりと認むる何等外國人の證言を本法第四條及第五條違犯者の告發に關し合衆國政府のために必要なりと判定するときは之か國外放逐を停止することを得又右放逐停止の結果として留置する者の生活費は移民基金の中より支辨すへし尤も本法第十七條の規定に依り檢疫性以外に屬する嫌疑すへき若しくは危険なる傳染病患者たることを證明せられたる外國人は合衆國の病院に於て其治療を受くるため上陸することを許す

第二十條 法律に違背して合衆國に渡來し又は上陸前より存したる原因に依り同國に於て公共の負擔と爲りたる外國人は後條規定の通到着後二箇年以内何時にても之を合衆國に渡來せしめたる者の費用(國外放逐港まで内地輸送費の半額をも含む)を以て其出發國へ放逐すへし但し右實行し難き場合に於ては本法第一條の移民基金を以てすへし

第二十一條 大蔵長官合衆國內に本法違犯の外國人あることを確知したるときは其上陸又

は入國後三箇年以内に在ては之を拘禁し本法第二十條の通其出發國に送還すへし但し右實行し難き場合に於て本法第一條の移民基金を以て其費用を支辨すへし而して船舶の船長、代理人、持主若くは仕向人本法の規定に依り國外放逐を命せられたる外國人を大藏長官の命に従ひ船中に引取り安全に監護し且つ其出發國へ送還することを怠り若くは拒むときは本法第十九條規定の罰に處すへし

第二十二條 移民局長官は法律に依り指定せらるる職務の外大藏長官の指揮を受け外國人の合衆國移住に關する各法律執行の責に任し且つ該法律に依りて任命せられたる各官吏書記及雇員を管理し及指揮監督すへし同長官は本法規定實施のため及合衆國並に同國へ移住の外國人をして詐偽及損失を避けしむるために最も便益と認むる規則及細則を設け及證券、報告書、帳簿記入及其他文書の書式を定め且つ法律に牴觸せざる訓令を隨時發布し又困難に陥り若くは公共の扶助を要する外國人の扶持救助のため契約を締結するの權能を有す以上は總て大藏長官の指揮に依り又は其認可を経へし又移民局長官は其認むる必要に應じ臨時移民官吏を派出し各州、各「テリトリ」、「コロムビヤ」、「ヤストリクト」及其他合衆國領土内に在る監獄及公私立感化院及慈善院に留置する外國人の員數を調査せしめ且つ右獄院の事務員に公共の負擔と爲りたる外國人の國外放逐に關する法律規定

を告示せしむへし但し移民局長官は本法の趣旨を貫徹するに必要なりと認むるときは大藏長官の認可を経て移民官吏を外國に派遣し臨時任務に従事せしむることを得

第二十三條 移民主務官の職務は行政に關し大藏長官の指揮に依り若くは其認可を経て設立せらるる規則を以て詳細之を定むべきものとす

第二十四條 大藏長官は今後移民局長官の推薦に依り千八百八十三年一月十六日發布文官任用令の規定に従ひ移民検査官及其他の移民官吏、書記及雇員を任命し其報酬額を定め且つ時々之を増減すへし但し本條の規定は千八百九十四年八月十八日認可雜給支出條例に依り合衆國諸港に於て移民主務官を任用する方法及従前任用したる右主務官の身分に變更を生ずるものと解釋すへからず移民官吏は外國人の合衆國入國權利に關し宣誓を爲さしめ證言を取り且つ考量し必要の場合に於ては右證言の筆記錄を調製するの權能を有す而して本法の規定に依り宣誓せしめられたる者にして外國人の合衆國入國權利に何等關係上又は之に就き事情を知りつゝ若くは故意に偽證し又は詐偽の申立に對し宣誓するときは偽證罪を以て論し合衆國改正法律第五千三百九十二條に依り處斷すへし一移民官吏の決定にして何等外國人の入國を可とするも他の移民官吏より之に對する抗告を受くることあるへし而して此抗告は當該外國人の上陸權調査のため同人を特別調査委員會に

出頭せしむるの效力あるものとす外國人にして其到着港の移民検査官に於て判然明確に上陸権ありと認めざる者は其權に關し特別調査委員の調査を経るため總て之を留置すへきものとす

第二十五條 蒸到着港の移民主務官は法律の規定に依り其港に留置せられたる外國人に關する事件の敏捷處分に必要なるへき特別調査委員會を設置すへし同委員會は三人の委員より成立するものにして委員は移民局長官に於て大藏長官の認可を経て其資格あることを隨時指定する移民官吏中より選拔すへきものとす但し移民検査官三人以下在勤の港に在りては大藏長官は移民局長官の推薦に依り他の合衆國官吏を右委員會員に指定することを得同會は適法に留置せられたる外國人に上陸を許可すへきや又は之を國外に放逐すへきやを決定するの職權を有す委員會の審問は總て公開すへからざるものとす然れども同會は其審問の顧末及一切の申立證言を永久記録に詳記すへし而して決定は委員二人の意見に依り之を終決とす尤も關係外國人又は右決定に同意せざる委員は到着港の移民主務官及移民局長官を経て大藏長官に異議の申立を爲すことを得此場合には大藏長官の裁定を終決とす而して此異議申立は到着港の移民主務官右裁定を受領するまで當該外國人の最終處分に關する何等の措置を停止するの效力あるものとす

第二十六條 外國人公共の負擔にらざるへしとの證書又は口述若しくは書面上の保證は其都度移民局長官に於て大藏長官の認可を得て其受領を許可するにあらざれば個人、會社、組合若しくは慈善會等より之を受領することを得ず

第二十七條 本法の規定違犯に對する訴件又は手續は其關係裁判所の承諾を得るにあらざれば之を調停し和解し若しくは中止することを得ず但し其承諾の事實は其理由と共に之を登簿することを要す

第二十八條 本法の規定は現行法律又は本法を以て改正せる法律に依り既に開始したる訴追又は其他の民事若しくは刑事に關する手續に何等關係を及ぼすものと解釋すへからず右訴追又は民事若しくは刑事に關する手續は本法の發布なきか如く進行せしむへきものとす

第二十九條 合衆國巡回裁判所及地方裁判所は本法の規定に基く民事又は刑事の各訴件に對し完全同級の管轄權を有す

第三十條 合衆國移民監督場に關聯し兩營業、旅客若しくは荷物運送業及飲食店開業の專有特權其他之に類似の特權は千九百三年一月一日以後大藏長官の指揮に依り若しくは其認可を経て移民局長官の定むる條件及制限に従ひ競争公賣に附すへし但し各種飲料は之を右移民監督場に於て販賣することを許さず而して本條規定に依り右專有特權の賣却を

り生ずる取入は本法第一條規定の移民基金として合衆國國庫に納入すべきものとす

第三十一條 保安のため竝に移民監督場所在の合衆國各州及各「テリトリー」の法律に従ひ犯罪人逮捕のため右監督場擔任官吏は必要の場合に於て右法律執行の職責ある當該州官吏若しくは公吏員をして右監督場に立入らしむへし而して本條の目的に對しては右吏員及區裁判所の管轄權は右監督場に及ぶものとす

第三十二條 移民局長官は大藏長官の指揮に依り若しくは其認可を経て加拿陀及墨西哥其の國境に沿ひ外國人入國及検査のことに關し規則を制定し以て合衆國と右兩國間の通常旅客を必要なく延滞障礙又は迷惑せしめざらしむへし又右の目的を以て外國輸送線と契約を締結するの職權を有す

第三十三條 本法の名稱及其條中に使用せる「合衆國」なる語は本法の目的に對しては合衆國及現今合衆國の管轄に屬する領水、領土若しくは其他の場所を指すものと解釋すへし
第三十四條 酷酎飲料は其性質の如何を問はず合衆國議事堂構内に於て販賣することを得ず

第三十五條 外國人入國後逮捕せられ違法にて在國する者と認め本法の規定に依り之を國外に放逐するときは本人が同國へ向ひ乗船したる太平洋又は大西洋の對岸港へ放逐すへ

し又其接壤外國領土へ向け出發したる場合に於ては其該領土に向ひ出發したる外國港へ放逐すへし

第三十六條 本法に抵触する諸法律若しくは其諸部分は之を廢止す但し本法は支那人又は支那人系統者の移住又は排斥に關する現行法を廢止變更若しくは修正するものと解釋すへからず

第三十七條 外國人合衆國內に永久の住居を定め其市民と爲るべき豫告を遂げ其後妻子を呼迎ふるに當り妻子の内何等傳染病に罹る者あり而して該病は其搭乘船舶内に於て感染したる證據ありて到着港検査醫官之を證明したる場合には該病容易に治癒すべきものなるや又は他人に危險なく本人を上陸せしめ得べきものなるや否確定せらるるまで大藏長官の定むる規則に由り本人を留置すへし而して右事實確認せらるるまで國外に放逐することを得ず

第三十八條 各成立政府に信を措かざる者若しくは之に反抗する者又は成立政府に對する不信又は反抗の意を懷抱教導する何等團體の會員たり若しくは之に緣放ある者又は合衆國政府若しくは其他成立政府の官吏を其官吏たる故を以て個人を指定すると全員を目的とするとな問はず之を不法侵襲又は殺害するの義務、必要又は適當なることを唱贊若しくは教導

する者は合衆國又は其管轄に屬する「テリトリー」若しくは場所に入ることを許さず本條は大藏長官其定むる規則に従ひ施行すべきものとす

前項の者合衆國又は其管轄に屬する「テリトリー」若しくは場所に入ることを事情を知りて幫助若しくは援助し又は大藏長官の定めたる規則及細則に依るの外合衆國又は其管轄に屬する「テリトリー」若しくは場所に入る前項の者を許容し又は求得することを見過し若しくは他人と共謀する者は五千弗以下の罰金を科し又は一年以上五年以下の禁錮に處し若しくは右兩刑に併處す

第三十九條 各成立政府に信を措かざる者又は之に反抗する者又は各成立政府に對し不備若しくは反抗の意を懷抱教導する團體の會員たり若しくは之に緣故ある者又は合衆國政府若しくは其他成立政府の官吏を其官吏たるの故を以て個人を指定すると全員を目的とするを問はず之を不法に侵襲又は殺害するの義務、必要又は適當なることを唱贊若しくは教導する者又は本法の規定に違反したる者は合衆國に歸化し若しくは其公民と爲ることを得ず歸化事件又は之に關し遂行すへき義務を管轄する各法廷及裁判所並に其各判事及官吏は最終歸化願書を接受するときは之に關し精細なる審理を送け最終歸化命令若しくは證書を發給するに先ち歸化に關し必須なる各要事實の正確なることを陳述確認する出願人及

其證人の宣誓を適用し得へき限記録せしむし今後作成する各最終歸化命令書及證書は其文面上に右宣誓の適法に舉行記録せられたることを特に明示すべきものとす而して右事實を明示せざる各命令書及證書は無効たるへし

本條の規定に違背し故意に歸化の許可を求むる者は五千弗以下の罰金又は一年以上十年以下の禁錮に處し若しくは右兩刑に併處す而して右犯罪を認むる裁判所は其決定の上犯人に公民權を許與する命令又は各證書を執も無効なりと判定宣告すべきものとす右犯罪の審理を管轄する裁判所に對し茲に本判決權を附與す

前項記載の者に對し歸化を願又は取得すへきこと若しくは合衆國の公民たらんとする意志を述べたる豫告書類を差出すへきことを情を知りて援助勸言又は獎勵する者又は歸化事件に關し情を知り何等緊要の事實に就き偽證を求得し若しくは偽證する者又は右事件に於て立證を要する何等緊要事實に就き故意に詐偽の宣誓を爲す者は五千弗以下の罰金又は一年以上十年以下の禁錮に處し若しくは右兩刑に併處す

歸化に關する右規定は本法認可の後九十日を経るまでは之を施行せず

◎北米合衆國外國人移住民保護及送還規則

第一條 總ての外國移住民は其上陸許可を與ふる以前制規に基づき船中或は其移住民及び船舶の持主等の便宜の場處に於て暫時移住民を留置き検査をなすべし其は船中に在ると一様の取扱を受け之が爲に生ずる留置中の食料宿舍其他の費用は船舶の持主或は船長及び代理人の支辨すべきものとす且つ其移住民を移し送還處分に就き船中に留置する時は船長は監視の責任を帯ぶべし

第二條 總ての外國移住民到着するや移住民局長は成る可き丈け急速に検査をなし上陸の資格を有する者は直に上陸せしめ其他特別の取調を要する者は夫々速に處置を行ふべし若し送還處分に付き上訴する者あらば右に關する書類等は直に華盛頓移住民局長に送致すべし移住民にして上陸許可せられたる以前は彼等に關する宿舍食料等凡ての費用は其搭載せる船舶の持主或は會社、社長及び全代理人に於て支辨すべし其移住民中検査官が上陸の資格なきものと見做し留置處より送還方を命せし後は上訴すること能はず

第三條 外國移住民到着後疾病其他の事由によりて特別取調を要する者は小兒同様に（若し必要と見做さば一人の介抱人として其が親戚或は後見人の中一人を船中に留置すべし之に依りて生ずるの費用は其船舶會社に於て支辨すべし右病者或は小兒の他の親戚等

（若しあらば）隨意旅行を違むべし若し留るを欲せば其が費用は自辨すべし

第四條 外國移住民例令上陸の資格なきものと雖も左の如き證明あるものは暫時留置の上取調をなし例令は婦女の上陸以前其夫或は父兄の當米國に住する者ありて其婦女上陸後の保護責任を有するの證明あらは充分取調の上是非の裁可を與ふべし其婦女留置中の費用は運漕會社に於て支辨すべし

第五條 移住民にして上陸許可を得は直に上陸せしむべし又移住民上陸を許さるも己が朋友或は送金等を待たんが爲め留らんとする者は其費用を自辨せし許可すべし又移住民上陸を許さるも不時の疾病等にて直ちに旅行し進む能はず其が爲めに留らんとするも費用を辨じ得ざる者は検査官に於て一時其費用を辨じ其事情を移住民局長に具申し移住民資本の中より支拂方を願出づべし

第六條 移住民中病氣等にて直に上陸旅行する能はざるものは之を病院に移して快方に向ひ上陸許可の裁可ある迄で搭載し來りし船舶の持主或は船長等之が費用を支辨すべし假令病院に移るも移住民は上陸を許されしと心得るを得ず

第七條 法律に背き合衆國に渡米せし外國移住民は制規に基づき上陸後一ヶ年を経過せざる中は何時にても一個人或は數人及び船舶運輸會社又は其移住民を搭載せし船舶及び會

社の費用を以て送還すべし又移民上陸後一ヶ年を経ざるに公共の扶助を受くるに至るとも其原因上陸以前に存在せしならば前記會社等の費用を以て送還する者とす

第八條 制規に基づき上陸せし移民上陸後一ヶ年を経ざる中不慮の疾病福災等の爲り生活の道を失ひ到底見込なき者は移民民局に於て取調の上救助を與ふべき證明あらば移民資本を以て送還の手續をなすべし斯る處分を受けし實民は移民民局より指定する港口に送還すべし其上陸以來一年間に於て移民が不時の疾病に罹り官立病院或は慈善院に於て滞在し公共の扶助を要するに至らば其旨移民民局に届出で其救助を受くべき證明あらば其費用は移民資本を以て支拂ふべし

第九條 本條例第六條及び第八條に基づき留置したる移民にして證明を要するか或は病院に留置中の費用を自辨するあらば運輸會社は之が保證人たるべし右の場合に於て運輸會社は代理人を以て該移民に對し費用を請求するを得べし該移民にして請求に應ぜざるか或は支辨し難き場合に於ては移民局は該移民の公共的扶助を受くべきや否に就き裁定することあるべし

第十條 食料、宿舎、病院介抱人及び醫藥其他の費額は其實價によるものにして決して利益を收受せざるべし

●北米合衆國郵便規則摘要

(1) 内國(布哇、フイリッピン、ポートルゴをも含む)の部

一 第一種郵便物 (書狀其他密封したるもの) 郵税一オンスに付二仙の割

一 第二種郵便物 (新聞雜誌其他定期發行物の類) 郵税四オンスに付一仙の割

一 第三種郵便物 (書籍、印刷物其他開封したる回章引札の類) 郵税二オンスに付一仙の割

一 第四種郵便物 (重量四ポンドを超過せざる商品見本の類) 郵税一オンスに付一仙の割

一 書留郵便物 各種制規の郵税以外に書籍手数料として一口に付八仙を支拂ふものとす

一 郵便端書 普通用一枚分一仙 往復用二枚分二仙

(2) 外國(日本を含む但キヤナダ、メキシコを除く)の部

一 信

書 郵税半オンスに付五仙の割

一 端

書 普通用一枚分二仙 往復用二枚分四仙

一 新聞雜誌其他印刷物類

郵税二オンスに付一仙の割

一 商品 見本

郵税四オンス以下二仙 但二オンスを

増す毎に一仙を加ふ

一 書留郵便物

各種制規の郵税以外に書留手数料とし

て一口に付八仙を支拂ふものとす

(備考) キヤナダ及メキシコ行の郵税は内國分と同率なり 但重量

十二オンス以上の郵便物を取扱はず

●郵便封筒書式

(備考)

一 Mr. は Mister の略字なり但し Mr. は男に限り用ふるものにして女に對しては令夫人に Mrs. (Misses の略字) 令嬢に Miss を用ふるものとす

一 Jiro は Jaro の頭字なり人の名を書くには普通略して其頭字のみを用ふ

一 St. は Street の略字にして街又は町の意なり

一 City は市内の意なり

(分れの市内)

| | |
|----------------|--------------------------------|
| 切手 | アベ Mr. T. Abe, |
| 市内 ブッシュ街八四九 | 849 Bush St., スイトー City. |
| 阿部太郎殿 | |

一 City は市内の意なり

(分の行國米)

| | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|-------------|-----------------------------|-------------------|--|----------------------------------|-------------|------------------|----------------|--------|
| 阿 部 太 郎 殿 | 米 國 桑 港 ブ ッ シ ユ 街 | 八 四 九 | ミ ス タ ー M r. | ア ベ | フ ラ ン シ ス コ S a n F r a n c i s c o | ス ト リ ー ト S t. | 8 4 9 | ブ ッ シ ユ | U. S. A. | 切 手 |
| | | | | T. A b e | | | | | | |

(備考)
 U. S. A. は United States of America
 の略字にして即ち此米合衆國の意なり
 一尚は前頁各書式の備考を参照せよ

(分の宛人居同)

| | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|----------------------------|-----------------------------|-------------------|--|----------------------------------|-------------|------------------|-------------------|--------|
| 太 田 次 郎 殿 | 市 内 ブ ッ シ ユ 街 八 四 九 | 阿 部 太 郎 殿 方 | ミ ス タ ー M r. | オ ー タ | フ ラ ン シ ス コ S a n F r a n c i s c o | ス ト リ ー ト S t. | 8 4 9 | ブ ッ シ ユ | C i t y. | 切 手 |
| | | | | J. O t a | | | | | | |

(備考)
 一 は Jiro の頭字なり
 一 は Care of を略したるものにして所謂何某「方」又は「ニテ」の意なり
 一 尚は前頁(市内の分)書式の備考を参照せよ

(分の便郵留と書行本日)

| | |
|---|---|
| シエー J. Ota, ブッシュ ストリート 849 Bush St., エスエフ キヤル S. F. Cal., U.S.A. | 切手 |
| (郡村) 日本何府(縣)市 阿部太郎殿 町何番地 | ミスター Mr. T. Abe, ヨコハマ, (Registered) Japan. |

(備考)

一 上記の書式は在米國太田次郎より在
日本國阿部太郎へ宛發する書留郵便
の例なり

一 書留郵便の場合には必ず封筒の左方
上部に發信人の住所姓名を明記すべ
しきものとす

一 先生は San Francisco. の略字 Cal.
は California. (州名)の略字なり

一 Registered は書留の意なり

一 尚ほ前頁(日本行の分)書式の備考を
参照せよ

(分の行本日)

| | |
|------------------------------------|----|
| 日本何府(縣)市(郡村) 町何番地 阿部太郎殿 | 切手 |
| Mr. T. Abe, Yokohama, Japan. | |

(備考)

一 Japan は日本の意なり

一 日本へ向け差出す郵便宛名は雛形の
如く日本字にて詳細に之を認め英字
にては單に「日本横濱」と認むるのみ
にて可なり蓋し横濱は米國より來る
船の最初の日本到着地なればなり

●自日本横濱各港
至北米太平洋各港 里程表

| | | | |
|----------|----------------|------------|------------------|
| 布哇・ホノル | Honolulu. | (直航) | 三、四五〇哩 |
| サンフランシスコ | San Francisco. | (直航) | 四、五四〇哩 |
| サンフランシスコ | ” | (ホノルル經由) | 五、五〇〇哩 |
| シアトル | Seattle. | (ヴィクトリア經由) | 四、二六八哩 |
| タコマ | Tacoma. | (シアトル經由) | シアトルヨリ鐵道 四〇哩 |
| ポートランド | portland. | (同前) | シアトルヨリ鐵道 一八六哩 |
| ヴィクトリア | Victoria. | (直航) | 四、一九八哩 |
| ヴァンクーヴァー | Vancouver. | (ヴィクトリア經由) | 四、三三四哩 |

●北米太平洋沿岸各地間里程表

(一)サンフランシスコより各地に至る間(地名イロハ順)

| 地 名 | 交通 | 里程 | 船車賃 |
|--------------|----|-----|--------|
| イーストオークランド | 鐵道 | 九哩 | — |
| ロスアンゼルス | 同 | 四八二 | 一五、〇〇〇 |
| ハンフュード | 同 | 三三三 | — |
| バイロン | 同 | 六八 | 一、九〇〇 |
| パロアルト | 同 | 三三 | 九、五〇〇 |
| バークレー | 同 | 八 | — |
| バスイフィック、グローヴ | 同 | 二八 | — |

附 録 (76.)

| | | | | |
|------------|-----------------|----|------|-------|
| ホノルロ | Honolulu. | 汽船 | 二〇八五 | |
| ポートランド | Portland. | 汽船 | 六五三 | |
| ポイントリッチモンド | Point Richmond. | 汽船 | 七七一 | 二〇〇〇 |
| ヘーワーズ | Haywards. | 汽船 | 八 | |
| ベーカーズフィールド | Bakersfield. | 汽船 | 二二 | 、五〇〇 |
| ベニシア | Benicia. | 汽船 | 三二四 | 九、一〇〇 |
| リヴァーモア | Livermore. | 汽船 | 三三 | 、〇〇〇 |
| オクデン | Ogden. | 汽船 | 四八 | 、二五〇 |
| オークランド | Oakland. | 汽船 | 八三 | 三〇〇〇 |
| タコマ | Tacoma. | 汽船 | 四 | 、一〇〇 |
| タマルパイス | Tamalpais. | 汽船 | 九二七 | |
| | | 汽船 | 一四 | |

附 録 (77.)

| | | | | |
|------------|-----------------|----|-----|--------|
| レノ | Reno. | 鐵道 | 二四 | 一〇、〇〇〇 |
| レッドウッド・シティ | Redwood City. | 鐵道 | 二八 | 、八〇〇 |
| レッドینگ | Redding. | 鐵道 | 二六〇 | |
| ソートレーキ・シティ | Salt Lake City. | 鐵道 | 三三 | |
| ナイルス | Niles. | 鐵道 | 三〇 | |
| ナパ | Napa. | 鐵道 | 四六 | 一、五〇〇 |
| ヴィクトリア | Victoria. | 汽船 | 七五〇 | |
| ヴァンクーヴァー | Vancouver. | 汽船 | 八三三 | |
| フォルサム | Folsom. | 鐵道 | 一一二 | 四、五〇〇 |
| フレズノ | Fresno. | 鐵道 | 二〇七 | 五、六〇〇 |
| フルトン | Fulton. | 鐵道 | 五六 | 一、二五〇 |

| | | | | |
|----------|-------------|---|---------|---------|
| フルートヴェール | Fruitvale. | 同 | 一 | 一 |
| エルパソ | El Paso. | 同 | 一、二、九、四 | 三、五、〇〇〇 |
| デルモント | Del Monte. | 同 | 一、三、四 | 一 |
| テハマ | Tehama. | 同 | 二、三、三 | 一 |
| アルバニー | Albany. | 同 | 六、九、二 | 二、〇、〇〇〇 |
| アーヴィングトン | Irvington. | 同 | 三、四 | 一、八、〇 |
| アラメダ | Alameda. | 同 | 三 | 一 |
| サクラメント | Sacramento. | 同 | 九、〇 | 三、三、〇〇 |
| サンノゼ | San Jose. | 同 | 四、八 | 一、二、五、〇 |
| サンタローザ | Santa Rosa. | 同 | 五、二 | 一、五、〇〇 |
| サンタクルーズ | Santa Cruz. | 同 | 八、二 | 二、九、〇〇 |

| | | | | |
|----------|----------------|----|-------|---------|
| サンマテオ | San Mateo. | 鐵道 | 二、二 | 一、六、〇〇 |
| サンラフェール | San Rafael. | 同 | 一、八 | 一、三、五、〇 |
| サンパブロ | San Pablo. | 同 | 二、三 | 一 |
| サンタクララ | Santa Clara. | 同 | 四、四 | 一 |
| サリナス | Salinas. | 同 | 一、一、八 | 三、二、五、〇 |
| サンタバーバラ | Santa Barbara. | 同 | 五、三、九 | 一、三、〇〇〇 |
| サンディエゴ | San Diego. | 鐵道 | 四、八、二 | 一、〇、〇〇〇 |
| メリースヴィール | Marysville. | 鐵道 | 六、〇、九 | 一、八、〇〇〇 |
| ミルヴァレー | Mill Valley. | 同 | 二、三、三 | 四、六、〇〇 |
| シアトル | Seattle. | 汽船 | 二 | 一 |
| シヤスタ | Shasta. | 汽船 | 九、五、八 | 一 |
| | | 鐵道 | 三、三、七 | 一 |

| | | | | |
|--------|-------------|----|-----|------|
| ビッグトリス | Big Trees. | 鐵道 | 七五 | — |
| モントレー | Monterey. | 同 | 一二五 | 三〇〇〇 |
| セントヘレナ | St. Helena. | 同 | 六四 | 二〇五〇 |
| スタックトシ | Stockton. | 同 | 九三 | 二五〇〇 |
| スポーケン | Spokane. | 同 | 一三六 | — |

(二)シアトルより各地に至る間(地名イロハ順)

| 地 | 名 | 交通 | 里程 | 船車賃 |
|------------|----------------|----|-----|--------|
| ニウキヤッスル | Newcastle. | 鐵道 | 一八 | 一〇〇〇 |
| ポートランド | Portland. | 同 | 一八六 | 七〇〇〇 |
| ポート、タウンセント | Port Townsend. | 汽船 | — | 一、五〇〇 |
| オリンピア | Olympia. | 汽船 | 七五 | 一、八五〇 |
| タコマ | Tacoma. | 汽船 | 六〇 | 一、二五〇 |
| ウィクトリア | Victoria. | 汽船 | 四〇 | 八五〇 |
| ヴィクトリア | Victoria. | 汽船 | 三三 | 七五〇 |
| ヴァンクーヴァー | Vancouver. | 汽船 | 七〇 | — |
| ヴァンクーヴァー | Vancouver. | 汽船 | 一七八 | 五、七五〇 |
| サンフランシスコ | San Francisco. | 汽船 | 九〇七 | 二二、一六〇 |
| サンフランシスコ | San Francisco. | 汽船 | 八二四 | 一五、〇〇〇 |
| スポーケン | Spokane. | 鐵道 | 三四八 | 一三、五〇〇 |

○日本帝國祝祭日

| | | | | | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 新嘗祭 | 天長節 | 神嘗祭 | 秋季皇靈祭 | 神武天皇祭 | 春季皇靈祭 | 紀元節 | 孝明天皇祭 | 元始祭 | 四方拜 |
| 十一月廿三日 | 十一月三日 | 十月十七日 | 九月廿四日 | 四月三日 | 三月廿二日 | 二月十一日 | 一月三十日 | 一月三日 | 一月一日 |

○北米合衆國祝祭日

| | | | | | | | | |
|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|---------|------------|---------|
| ニューイヤースデー | バースデー | ワシントンバースデー | アーバナーデー | メモリアルデー | インデペンデンスデー | レーバナーデー | サンクスギヴングデー | クリスマス |
| (新年祝) | (前大統領誕生日) | (前大統領誕生日) | (前大統領誕生日) | (前大統領誕生日) | (獨立祭) | (勞動祭) | (感謝日) | (耶蘇降誕日) |
| 一月一日 | 二月十二日 | 二月廿二日 | 四月十四日 | 五月三十日 | 七月四日 | 九月四日 | 十一月卅日 | 十二月廿五日 |

明治四年九月初發行
 明治五年九月二日發行
 明治六年三月五日發行
 明治七年十二月八日發行
 同

(定價金參拾五錢)

發行者兼
 米國桑港アツシユ街五百十二番
 一 柳 讓 二

印刷者
 東京市神田區錦町三丁目二十五番地
 熊田 宜 遜

印刷所
 東京市神田區錦町三丁目二十五番地
 熊田 活 版 所



渡米之菜販賣所

| | |
|------------------|-------------|
| 米國桑港 ブツシュエ五二二 | 渡米之菜 發行所 |
| 東京市神田區 雉子町 | 岡崎屋書店 |
| 同 市本郷區 本郷六丁目 | 岡崎屋書店 |
| 同 市同區 元富士町 | 盛春堂書店 |
| 同 市京橋區 銀座二丁目 | 服部書店 |
| 同 市同 區 鎗屋町 | 北隆館書店 |
| 同 市同 區 銀座四丁目 | 東海堂書店 |
| 橫濱市松ヶ枝町 | 弘集堂書店 |

永本旅館

は市の中央にありて建物の買物用足に至極便利
としてあります

弊館は室内に大改良を加へ電氣燈を點じ専ら清潔と便利となす
としてあります

弊館取扱の丁寧懇切なるは一度御宿泊なされた方に御問になれ
ば直に分ります

弊館は御客様方の御便利を計り館内に清潔なる西洋風呂を設け
其他洗濯屋理髮店時計修繕所もあります

日本よりの直航船及シャトル廻り船の御乗客其他布哇等より御
來航の御客人御出迎のため波止場に御待受け申し御不自由なきやう御案内致します

●波止場に御來着の節其近傍にて勤める馬車に乗れば無法の賃錢を取られますから決して
是等の馬車に乗らぬやう御注意申置きます

桑港セツシー街四六五、四六七、四六九、四七一、四六三

旅館 藝州 湯屋

西洋風呂 末廣

主人 永本 要藏

原籍 廣島縣安佐郡三笠村字新庄

電話ミント五九一

Y. EIMOTO
465-467-469-471-463
Jessie Street,
(Bet. 5th & 6th Sts.)
S. F. Cal.



後付一

渡米之菜販賣所

| | |
|--------------------|-------------|
| 米國桑港 ブッシュ 五二 | 渡米之菜 發行所 |
| 東京市神田區 雉子町 | 岡崎屋書店 |
| 同 市本郷區 本郷六丁目 | 岡崎屋書店 |
| 同 市同區 元富士町 | 盛春堂書店 |
| 同 市京橋區 銀座二丁目 | 服部書店 |
| 同 市同區 區館屋町 | 北隆館書店 |
| 同 市同區 區銀座四丁目 | 東海堂書店 |
| 橫濱市松ヶ枝町 | 弘集堂書店 |

永本旅館

は市の中央にありて建物の買物用足に至極便利
ありてあります

弊館は室内に大改良を加へ電気燈を點じ専ら清潔と便利となす
としてあります

弊館取扱の丁寧懇切なるは一度御宿泊なされた方に御聞になれ
ば直に分ります

弊館は御客様方の御便利を計り館内に清潔なる西洋風呂を設け
其他洗濯屋理髪店時計修繕所もあります

日本よりの直航船及シヤトル廻り船の御乗客其他布哇等より御
來航の御客人御出迎のため波止場に御待受け申し御不自由なきやう御案内致します

●波止場に御來着の節其近傍にて勤める馬車に乗れば無法の買錢を取られますから決して
是等の馬車に乗らぬやう御注意申置きます

桑港セツシー街四六五、四六七、四六九、四七一、四六三

旅 館 藝 州 湯 屋

西洋風呂 末 廣 州 湯 屋

原籍 廣島縣安佐郡三笠村字新庄

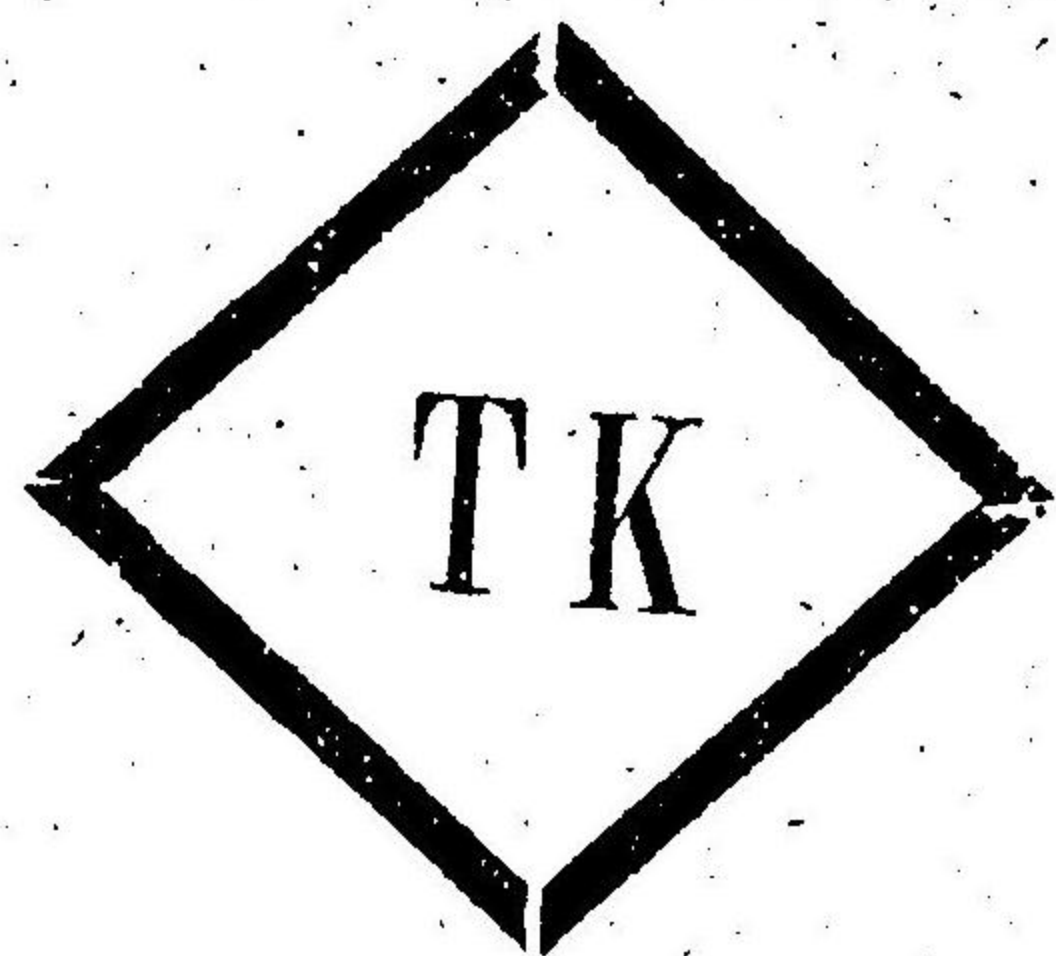
主人 永本 要藏

電話 ミント五九一

Y. EIMOTO
465-467-469-471-463
Jessie Street,
(Bet. 5th & 6th Sts.)
S. F. Cal.



後付一



清酒類
 食料品
 卸小賣
 雜貨類

桑港デユボン街五百二十三番

會台資社

駒田商店

桑港支店

(電話アッシュユ百九十三)

ホクデン支店

523 Dupont St., S. F. (Tel. Bush 193.)
 P. O. Box 86, Ogden, Utah,

後付三

JAPANESE (TAILOR)
 No 409 Post St. S., F. (Tel. Brown 59)

●流行新形大勉強



種々の新柄服地ニウヨ
 ク製造會社より澤山仕入
 置候間續々御注文被下度
 願上候

米國桑港ポスト街四〇九

前木洋服店

(電話)ブラウン五九

流行洋服
 大勉強
 調製仕候



桑港パウエル街四一五

榎本洋服裁縫所

電話ブラック四六一九

後付二

通 俗 片 假 名 譯 付
新 版 英 和 辭 典
 米 國 加 州 撰 定 教 課 用 書
 讀 本 獨 修 書 所 發 行

雜貨、食料品一切

卸 小 賣

大 勉 強 店 之
國 產 社

桑港デユポント街五〇五、五〇六
 新渡米の御方は弊店に於て服装品を
 始め其他何種に拘らず御入用品一切
 を即座に調達せらるべく候

506 Dupont St., S. F. Cal., U. S. A.
 (Tel. Balck 406)

後付五

● 寫 眞

桑港ボーク街一三〇三
今井寫眞場
 電話ラーキン四八二

桑港ポスト街四〇七
 米國齒科
 醫學士 **大屋要作**
 電話グリーン五八

407 Post St., S. F. Cal.

齒科治療所

桑港サター街(グラントアベニューと
 三七四第五號室)スタクトン街との間
時間 午前九時より午後五時迄
 午後七時より午後九時迄
 米國齒科醫學士
 加州公認齒科醫學士 **朝比奈藤太郎**
 電話メーレン五六三七

大久保齒科醫院

齒科専門
 醫學士 **久保逸次**
 桑港ポスト街四〇四
 電話ブラック一五三一

後付四

◎御菓子調進所◎

桑港バイン街五百三十二号

(デニホント街近ク)

大坂屋

5321 Pine St., S. F.

圖案、諸版下、書畫看板、其他
和洋畫事一切應需

桑港パウエル街四二二

後藤魚洲

.....

Japanese Tailor

No 849 Bush St., S. F. (Tel. Black 5596)

●新形洋服大勉強



米國及本國に於て多年
修得したる經驗と熟練
とを以て特別廉價に調
製仕候間何卒御愛顧の
程奉希候

桑港ブッシュ街八四九

高橋裁縫店

(電話)ブッシュク五五九六

後付六

洋服、シャツ、ネクタイ、下着、帽子、靴下、手
袋、等小間物類其他文房具一切極めて廉價に
差上候

米國桑港ブッシュ街五〇四

(電話)レッド四五二二

市橋商店

◎新渡米者諸君にして仕入洋服を購買せんとする方
は弊店を訪はるべし

◎弊店の仕入洋服は價格廉にして品質好し

後付七

Nichibei-Bussan-Shokai,

(Japan and America Trading Co.)

Importers & exporters

of

General Merchandise

504 Dupont, St., S. F. Cal U. S. A

● 當商會は渡米諸君に向ひ特に御便利を計り最も廉價に調進可致候

洋和 書籍、雜誌、賣藥各種
最新 男女洋服裝飾品一式
洋和 小間物類及諸雜貨
歐米 香水化粧品及用具類
最近 各種自轉車、寫真器械

● 右の外日米間の製産物は何種に拘らず況く其輸出入並に委託賣買の御依頼に可應候

北米合衆國桑港デユボント街五〇四

(電話アラック四五四一)

日米物産商會

後付九

S. F. Rice Mill Co.

810 Montgomery St., S. F. Cal.

● 精米……………搗上

桑港モンガモリー街八百十番

桑港精米會社

(電話メーロン六二五)

● 糠……………卸小賣

後付八

東西洋書籍雜誌類

文房具、美術繪畫、新古貸本
一切地方發送は迅速精確に取
扱べし

米國唯一書籍專賣店

桑港デッポント街五百二番

中央堂

(電話レッド一六二七)

502 Dupont St., S. F. Cal.

(Tel. Red 1627.)

後付一〇

●寫眞

桑港デユッボン街五二〇

富川寫眞場

電話アラック四三一九

桑港

スタクトン街百十六
オツフアレ街四十六

元吉寫眞館

電話アラック二六三

這般業務一大擴張のため左所に移轉し諸機
關完成迅速丁寧を以て高需に應ず

日本人
無比

東京蒸瀹洗濯會社

桑港フランシスコ街
四二九、四三一

工場
(電話レッド六二四五)

桑港ホーク街一六一、五
島中兄弟合資會社内

事務所
(電話ラーキン二七〇〇)

後付十一

後藤魚洲編輯

加州實業案內地圖

定價

金五拾錢

後付十二

一名移民の道しるふ

◎此圖は編者自ら實地踏査の上編輯せられたる内外未曾有の好地圖なり
 ◎此圖は山河郡邑の名稱を悉く片假名にて記入せるを以て兒童も一見容易に加州の地勢風土を知るを得べし
 ◎此圖は在留同胞労働の實狀及び資金、産物、名所、里程、時候等明細の圖説を掲げ美麗の彩色畫に現はしあれは一目して仕事の難易等を知らるを得べし
 ◎此圖は波米加州旅行者の指南車にして歸朝者には亞米利加みやげの第一品なり
 ◎此圖は裏面に在留實業家の廣告を利用し娛樂の中には成功の要訣を誨へたる道中双六を作りあれは徒然を醫するの好遊技なり

編輯兼發行所

桑港パウエル街四二二

後藤魚洲

賣捌所

桑港デュボント街五二二三

駒田商店

●荷物運送、税關手續●

桑港チャイナ街一一三

本店 鈴川運送店

桑港クレー街三〇七

出張所 堂本商店

桑港ステメンソン街四三

所張出 井木旅館

精製石炭、薪、炭

廉價販賣

市内は御一報次第早速御届け可仕候尚諸君の御便利を計り貨物運送可仕候

桑港ステクトン街八一
(電話アッシュンユ八二五)

米津

H. SEGAWA

441 Dupont St.,
S. F. Cal.

瀨川床 西洋湯



デュボント街
四四一



桑港市
米國

後付十三

Golden Rule Laundry.
(色特之所本)

一 最新の器械完備せり
一 熟練の職工澤山あり
一 品質を脆弱ならしめざる事
一 神速にして清淨良美御
報次第御伺可申候事
一 代價低廉の事

金門洗濯所

(電話ラーキン二七二三)

桑港ラーキン街一〇三六番
事務所

桑港ラーキン街一〇四〇番
第一工場

桑港ラーキン街一〇四四番
第二工場

Geo. Aoki & Co.

● 土地買貸借の周旋、農産物
季折販賣
● 田舎に農業を爲さんと望まる
、諸君へは誠實に御周旋申上
候且つ果物畑其他農業の受買
仕事の周旋をも確實に取扱申
候

日本精米
雜貨一切 販賣

桑港デニボン下街

四三七、四三九

青木商會

電話アツシユ八六五
487-439 Dupont St.,
S. F. Cal.

● 高等御下宿

桑港ブツシユ街八四九

堀田

旅館 南海屋

● 鐵道、農園其他諸働口極めて懇
切に御周旋可致候

桑港ホスト街七四四

南海屋 鳥浦 一

電話サタイ一七三一
744 Post St., S. F. Cal.

HOTEL
Matsushimakan

350 Jessie St., S. F. Cal.

按 杉 山 流
腹 腹 治 所

● 御旅館

地方及市内の働口は懇
切に御周旋可致候

桑港シエツシー街

三百五十番

松島旅館

御 旅 館

御渡米の御目的に應じて
萬事懇切に御取扱申上候
鐵道其他一切の働口御周
旋申上候

北米桑港ステベンソン街

日光樓 松田房吉

(電話) フナルサム一二七五

後付十五

後付十四

日本風
御座敷
建設

會席
日本御料理

桑港エリス街百十番

小川亭

(電話ブラック三五〇六)

110. Ellis St., S. F. Cal.

U. S. A.

後付十八

日本御料理

御壽司

桑港デユボン街五二三

(電話シヨムン街三四六六)

大黒屋

本田勝造

523 Dupont St., S. F. Cal.

U. S. A.

紀州屋

帝國ホテル

米國桑港スタクトン街六〇六

每便船に波止場へ御出迎仕候

主人 桑原信五郎

(電話メーソント六〇八)

帝國ホテル内

會席御料理
精養軒

御旅館

桑港ブシツ街五〇九

奈古新七

後付十九

サ
ン
タ
フ
キ
鐵
道
會
社、
果
物
園
及
び
家
内
勞
働
等
至
極
懇
切
に
御
周
旋
可
致
候

新 世 界 新 聞

外國に於ける最大最古の邦刊新聞なり

◀ 年中無休刊 ▶

| | | | |
|------------------|-----------------------|-----------------------|--------|
| 壹 六 年 弗 | 半 參 廿 五 仙 | 壹 六 十 五 仙 | 定 價 |
|------------------|-----------------------|-----------------------|--------|

北米加州

桑港街三百五十三番

新 世 界 新 聞 社

No 353 Geary St., S. F. Cal.

後付二十

日 米

在米日人共同機關新聞

日米は桑港にて發刊する八頁の邦字日刊新聞なり
日米は北米カリフォルニア洲を中心とし、南、墨西哥、
北、アラスカ、東、倫敦紐育より、西、布哇にも販
布せらるゝものなり

日米は内外人の官署會社若くは事業家に何等の關係を
有せざる獨立獨歩の新聞なり

日米は世界の近電、日本の近事及び各地の通信、加州
の内情を常に報じて漏すなし

定價 一枚五仙 一ヶ月五十仙 (但米金)
半年二弗半 一年五弗 (前拂の事)

發行所 加州桑港 マーケット街 一〇二二 THE JAPANESE AMERICAN 日米社

112 Golden Gate Ave., S.F. Cal.

地所家屋買賣貸借周旋。農産物依
托販賣。新聞雜誌廣告取次。諸掛
金取立。通辯事務一切

櫻府 實業社

302 L St., Sacramento, Cal.

櫻府 御下宿屋

諸労働の周旋は無手数料にて萬事
丁寧に取り扱可仕候

櫻府エム街三〇九
電話キヤピタル一〇九八

三寶實次

P. O. B. 264 Sacramento, Cal.

本邦より各號の活字并に新
流行花形類各種取揃へ輸入
仕り英字は最新流行形を撰
み亞米利加製最新式の印刷
機械を据付け専ら和漢洋印
刷の御需に應じ申候

ジャパン印刷會社

Japan Printing Co.

369-371 Bush St.,
San Francisco.

桑港アッシュ街三六九、三七一

銀行事務一切

貸金、預金、内外送金、兩替、證
券買賣等懇切輕便に取り扱申候

米國加州サクラメント市
第三街一〇〇七

櫻府金融社

東洋病院

院長

ドクトル 竹岡三之吉

サクラメント市第四街一二二四
(電話メーシ五六九)

洋和 食料品、雜貨、竹細工、

書籍、文具、衣服類

卸 小 賣

北米合衆國加州

サクラメント市

ゼー街三〇四、三〇六

櫻府日本人
商店之元祖

平田商店

日本東京橋區

五郎兵衛町一八、一九

清酒醬油卸商

本店 ① 平田商店

客室清潔
食事上等 **御宿井湯**

諸労働口及エスビー鐵道人夫周旋
加州櫻面都府アイ街二二二、二二三
(電話ブラック) **紀の國家旅館**
四五四

主人 松浦千太郎
(P. O. Box 70)

211 213-1 St., Sacramento, Cal.

客室清潔
食事上等 **御風呂**

鐵道農園労働口周旋

サクラメント市エル街二〇九

岩立旅館

(電話キール七〇八二)

G. Iwatake, 209 I. St.,

Sacto, Cal.
(P. O. Box 313)

清潔
完備 **櫻屋旅館**

野園労働口并鐵道労働周旋

サクラメント第七街八〇一

川俣淺右衛門

電話イースト五四五

801-7th St., Sacramento, Cal.

清潔丁寧、労働口は無
手数料 **御下宿**

櫻府第三街第四街エムエムの間

七三、七五、七五半、七六、

洗濯丁 **水落桂太郎**

電話サンセットウエスト六九七

73 Bel. 3rd, 4th & I. M. Sts.,
Sacramento, Cal.

英、佛、獨、西、翻譯

商工業、農業、法律、契約書類、其他
普通往復文書の原文和譯及び和文
原譯并に農工商取調の依頼に應ず

加州翻譯事務所

G. Nagai, 849 Bush St., S. F. Cal.

北米加州櫻府第三街
唐木病院

1221 3rd St.,

Sacramento.

米國ドクトル
日本醫學得業士 **唐木保**

高等旅館廣島屋

室内裝飾總て新調にして最も貴顯
紳士の御投宿に適す

サクラメント市第二街二二〇八

主人 **原 本 治 作**

電話ホワイイト七二三

1208 2nd St., Sacramento, Cal.

● **御 下 宿** ● 正直と親切

● エスビー鐵道 是は弊店の特
● 其他労働口周旋 色に候

櫻府第三街一二二二
(電話ブラック一三四) **益 城 屋**

主人 (熊本縣人) 竹原榮一郎

1221 3rd St., Sacramento, Cal.

○法律事務一切
○其他通辯事務

右特別懇切に取扱ふ

桑港バイン街五三〇

中田事務所

電話アツシユ一四九

●書籍雜誌類●

桑港ステベンソン街五三九半

書房 芙蓉堂

539 1/2 Stevenson St., S. F. Cal.

本日 東洋汽船會社
國米 太平洋郵船會社
國英 東西洋汽船會社

乗船切符
一手取扱人

石丸喜一

桑港オツファレン街四〇九
409 O'Farrell St., S. F. Cal.

●松崎病院

▲隨時入院ヲ許ス

診察時間

自午前九時
至午後九時

▲但急患ハ此限ニ非ズ

桑港デツポント街五百五
醫學得業士 松崎 愛二

電話シエームス三四六一

桑港ポスト街四百十一番

醫學士 松田正二病院

(電話アラウン一六〇)

▲診察時間▼

●午前九時より午後九時迄

桑港スタクトン街五百〇九番

立石醫院

(電話レツド五六三二)

●患者の依頼に應じて入院を諾す

診察時間

午後二時より三時 夜七時より九時迄

醫學士 橋本修吉

321 Powell St., S. F.

パツエル街三二一番(ポスト街近く)
電話シエームス一九三六

● 熟練の職工を有する
● 迅速にして清美なる事
● 代價の低廉なる事

(色特の所本)

Yamato Laundry
112 Golden Gate Ave., S. F. Cal.

桑港ゴールデンゲート街百十二番
大和洗濯所
電話ホルツム一五八五

▲御用の節は御一報以第早速御伺ひ可申候

● 熊本屋は桑港の中央マーケット街の第六街と第七街の間に新郵便局に隣し流車流船の接續極めて便利なり

● 熊本屋は室内整備し取扱懇切に食膳清鮮に宿料低廉、鐵道農園其他御就業上特別に便利あり

● 熊本屋は便船毎に波止場へ御出迎ひ申居候


● 鐵道工夫果園的労働周旋所
市中央内の
桑港ステベンスン
五百二十八番
熊本屋旅館
(電話ミニント三二四一)

主人 田尻 宇作
528 Stebensson St., S. F. Cal.

後付二十九

桑港デユポント街
四百〇三番

高木裁縫所



洋服店

新形洋服精々
廉價に販賣可
致候

K AND T
Merchant Tailor.
1301 1/2 Larkin St.,
San Francisco.

桑港ラーキン街一三〇一半

小島 津田
洋服裁縫所

流行新形
洋服裁縫
大勉強



後付二十八

●渡米諸君御用品●

- 帽子○襟飾○男女下着
- シャツ類○日本雜貨
- 化粧品○絹布類○筆墨紙
- 日本行御土産向更紗類等

峰岸商店

桑港デユポント街五二〇

(電話アラック四五四二)

520 Dupont St., S. F. Cal.

桑港ブツシユ街五二二

富士山湯

富士山旅館

富士山床

電話ジョーン二五二六

後付三十

訂正増補

渡米者必携 **米國事情全書**
 岡田溪水著
 附在米日本人案内

第五版

此書は毎年々末左の處に於て發行
 され左の處にて賣捌く

發行所 内外圖書出版社

賣捌所 駒田商店

全支店

其他到處に於て取次販賣店あり

著者 渡る便りの筆のかげ橋

岡田溪水著

附在米日本人案内

内外書籍文房具并に古今美術
 繪畫類弊店獨特の廉價を以て
 大方諸士の高需に應ず
 桑港デユポント街五一八
書林 青木大成堂
 518 Dupont St., S. F.

○取引店は東京博文館其他各
 出版所

○嶄新の書籍を每便船にて輸
 入す

○書籍目録御申越次第送呈す

日本賣藥販賣

青木賣藥部

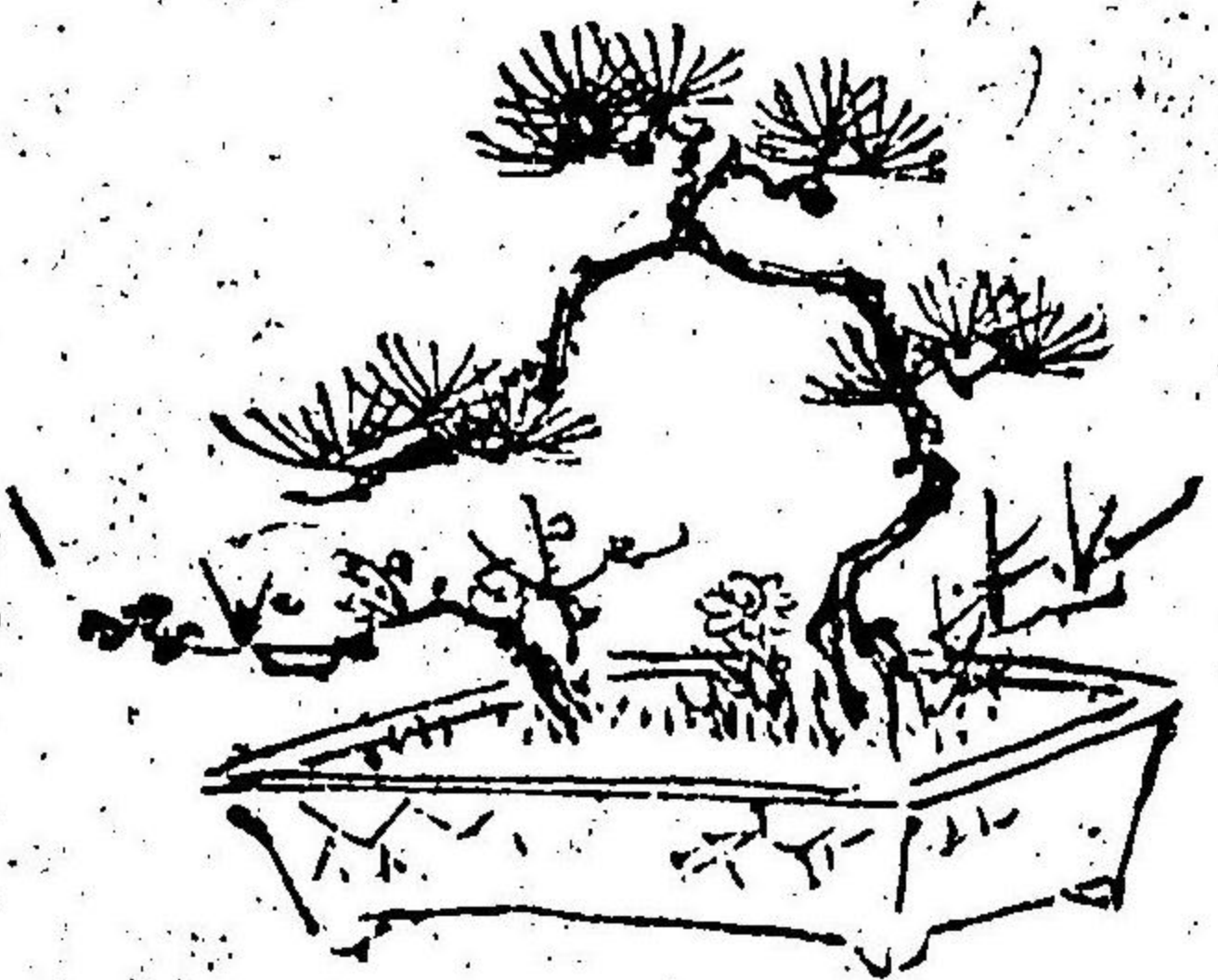
● 謹 告 ●

拙著「渡米之棗」及「和英いろは字引」の義
 爾來中西屋書店と契約の上出版致居候處今般都合に依
 り解約致候に付自今中西屋書店とは一切關係
 無之候 間此段謹告致候也

米國桑港に於て

著作兼 一 柳 讓 二
發行者

明治卅七年十一月



Sanukiya Hotel

Otamachi Rokuchome,
YOKOHAMA.

日本郵船會社 東洋汽船會社
東西洋汽船會社 太平洋郵船會社
加奈陀太平洋鐵道汽船會社 北太平洋鐵道汽船會社

各汽船乘客貨物取扱店 旅館 讚岐屋榮太郎

橫濱市太田町六丁目鐵道前辨天橋詰

一 御渡航の節は特に御便宜を計り毎年度汽船發着表(米國各港布哇橫濱間)は御申越次第無料送呈可仕候
一 汽車汽船發着毎に御送迎致し御荷物等萬事注意御取扱可申上候

會

最も多く
を歓迎す
の線路は氣候
人の體質に適

貯金さんとする人は
任の鐵道に従事せられ
る人は加州各地の申込所
込る北労働地決定次第
乗車券を與ふべし

當會社はギヤング長(日金二
弗(日本金四圓)を給す

當會社は普通労働者
と雖も日金一弗廿五仙
(日本金二圓五拾錢)
を給す

當會社の仕事
は年中休み
ことなし

桑港一リ街二百廿一番三二四号室
南太平洋鐵道社會
日本工人會

最大鐵道會

社より

當會社は最も多く

日本人夫を僱用す

當會社の線路は氣候

能く日本人の體質に適

は多く貯金せんとす人は

當會社の鐵道に従事せしむ

よ志望の人は加州各地の申込所

へ御申込られ労働地決定次第

無賃乗車券を與ふべし

南太本

平洋鐵

道鐵

會社

道鐵

會社

會社

會社

集募

當會社はギャング長一日金二

弗(日本金四圓)を給す

當會社は普通労働者

と雖も一日金一弗廿五仙

(日本金二圓五拾錢)

を給す

當會社の仕事

は年中休む

ことなし

桑港一リ街一百廿一番二三四号室

南太本平洋鐵道會社

日本工人事務所

東洋汽船株式會社

東京市本橋北區新堀町十八番地

東洋汽船會社ノ汽船ハ
多數ノ日本人乗組ニ居ル
力故ニ日本人ノ乗客ニ對
シテハ特ニ食料等ヲ精
選シ且ツ丁寧周到ノ待
遇ヲ盡シ便利
極メテ多シ

日本丸
亞米利加丸
香港丸





026921-000-1

特61-50

渡米の葉（増訂）

一柳 讓二／著

M37

ADG-0041

